

令和7年第4回（12月）佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和7年12月17日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和7年12月18日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	永田勝美君	9	長谷川忠君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	副 町 長	濱田能久君	教 育 長	富野 毅君
総務理事兼 庁舎建設室長	大平弘明君	総務課長	落合健治君	税財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	松本典子君	保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君
企画商工課長	中道隆介君	建設課長	上野靖一郎君	農林水産課長	金子 剛君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農業委員会事務局長	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	山下 愛君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 3番 黒田 龍之介 議員（一問一答）

(2) 2番 棚橋 優汰 議員（一問一答）

日程第3 議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

- 日程第4 議案第70号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件  
日程第5 議案第71号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件  
日程第6 議案第72号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件  
日程第7 議案第73号 令和7年度 佐々町一般会計補正予算（第6号）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議長（川副 剛 君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和7年12月第4回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、中川由美恵君、6番、山之内英樹君を指名します。

— 日程第2 一般質問（黒田 龍之介 議員） —

議長（川副 剛 君）

日程第2、一般質問の続きを行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、3番、黒田龍之介君の発言を許可します。

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

おはようございます。議席番号3番の黒田龍之介です。議長からの許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

佐々町の総合計画は、町行政における最上位の計画として位置づけられており、この総合計画の策定は、あらゆる施策の方向性を描くものとして極めて重要であることは言うまでもありません。加えて、さきの選挙におきまして、16年ぶりに町長が変わったという節目を迎えたことを踏まえて、濱野町長御自身の政治哲学や理念、具体的な施策などを総合計画に盛り込んでいく必要があると思います。

一方、国においては石破政権から高市政権に変わり、大きな転換期を迎える局面になっていることは御承知のとおりです。政府が先月まとめた「総合経済対策2025」によれば、地方自治体が、物価高騰対策や中小企業支援などに使える重点支援地方交付金の増額などが柱になっており、これまで以上に政府の施策にアンテナを高くして、情報収集に努めていく必要があると思います。

そこで、1番、政府の「責任ある積極財政」に連動した佐々町総合計画の後期計画策定についてです。

この高市政権の「責任ある積極財政」とは、景気や物価が国民生活の状況を見ながら、政府が必要なところもしっかりとお金を使い、持続可能な形で経済を支えていくという財政運営の考え方を示します。分かりやすく一言で言うのであれば、やるべきときはためらわず財政出動し、将来にツケを残さないよう慎重さをも両立する政策ということであります。

佐々町の財政は、現在も様々な状況により、厳しい将来が待ち受けていることから、濱野町長の描く佐々町の将来像をもとにマスタープランを策定し、佐々町を前進させていただければと思っております。

そこで、総務省のホームページを開いてみますと、最初に出てきたのが、デジタル変革を通じた持続可能な地域社会と強い経済基盤の実現という重点施策でした。

そして、その後続く5項目は、①活力ある地域社会の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立、②信頼できる情報通信環境の整備、③防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現、④国際競争力の強化・経済安全保障の確保、⑤国の土台となる社会基盤の確保が掲げられています。

佐々町としても財政力、財源不足や防災対策などが課題となる中、政府の方針に連動し、今よりももっと魅力ある町へと前進させる必要があると考えております。

①後期計画はどのような視点や方向性で策定する方針なのか。

政府が先ほど述べたとおり、5項目で示しておりますが、国と地方の役割分担に基づき、来年度以降の佐々町総合計画後期計画が策定されることと思っておりますが、濱野町長はこの後期計画に対して、今後どのような方向性や視点、理念を反映しているかお尋ねいたします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

皆さん、おはようございます。今、3番議員の御質問なんですけども、本町では現在、令和8年度から5年間、令和12年度までの第7次佐々町総合計画後期計画の策定に取り組んでおります。

国の動きとしましては、地方創生2.0基本構想において、人口規模が縮小しても経済を成長させ、地方を元気にすること。人口減少を受け止め、適応策を講じ、若者や女性にも選ばれる地方をつくることが示されています。

本町におきましても、人口減少が進む予測となっておりますが、令和8年度から5年間の後期計画において、特に安全・安心のまちづくり、子育て支援、健康増進を強化し、町民の皆様は「佐々町に住んでよかった。」「これからも佐々町に住み続けたい。」と思っただけのよう、行政と町民、地域が一体となって課題に取り組み、よりよいまちづくりに努めてまいります。

国の積極財政の一つとして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金がきのう交付されることが決まりました。本町におきましても、交付金を活用して、町民の皆様の物価高騰に対する支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

私が一番に掲げるところは「命を大切にすまちづくり」ということで掲げておりますので、住民の方の安全安心を確保してまいりたいというふうに思っております。ただ、町政が継続性があるということで、後期計画ですので、やむなく、今回引き継ぐような形の総合計画後期計画というふうな形にさせていただいております。

担当のほうからは、変えたほうがいいのでしょうかという意見だったので、変えようかなと思ったんですけども、やはり町政は継続性ということを鑑みて、変えられるところは変えてい

きたいという思いでおるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（川副 剛 君）  
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

冒頭にも述べたとおり、この総合計画というのは町行政の最上位計画でありますし、企業に例えるならば、経営理念足す中期経営計画に該当するものと考えております。

16年ぶりの新しい町長として濱野町長が当選されたわけですから、行政の継続性を重視するのではなく、濱野町長ならではの、町政刷新のテーマを思う存分発揮していただかなければ、選挙そのものの意義が問われてくるのではないのでしょうか。

先日の産業建設文教委員会では、後期計画の素案が提出されたのですが、前期計画とほとんど変わっていない印象を受けました。比較表を見ると、福祉の分野については濱野町長カラーが出ているように感じたわけですが、もっと濱野町長の思いを後期計画に反映させていただき、私たちにどのような佐々町を目指していくのかの方向性を示していただきたいのであります。

濱野町長が描く5年後、10年後、その先の佐々町をどのような町にしたいのか。将来の姿はどうあるべきかを、この後期計画に盛り込んでいただきたい。令和8年度から始まるこの後期計画へ、濱野町長の佐々町に対する熱い思いを注ぎ込んでこそ、濱野町政の本当の意味でのスタートとなり、佐々町が刷新されていくのではないのでしょうか。

そして、私たち議会にも、濱野町長の描く佐々町の実現のサポートをさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせてまいります。策定委員会のメンバーや今後のロードマップについてです。

令和8年度の総務省施策の具体策の中には、今朝の長崎新聞にも内容が掲載されておりましたが、地域の担い手支援や関係人口の拡大などを通じた地域活性化としての「ふるさと住民登録制度」や、都道府県の区域を超えた「広域リージョン連携推進」などの、これまでに聞きなれない言葉が見受けられます。

こうした政府施策に呼応するためには、世代間や地域間の連携が重要な前提条件になると思います。そうすると、当然のことながら、策定委員会に所属する委員各位も、そうした場面や活動の舞台に精通し、様々な知見や経験を有するメンバーで組織されなければならないと考えます。どのような人材によってメンバーが選定されているのか、今後メンバーの見直しやメンバーを増やすことができるのか。また、今後の後期計画策定作業のロードマップについてお尋ねいたします。

議長（川副 剛 君）  
町長。

町長（濱野 互 君）

先ほど、大変身に余るお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。私のカラーを出していただければということでおっしゃったんですけども、カラーを出すためには、私はどちらかと言うと、事務的なことは堅実にやるタイプですので、内容よりも中身を重視していきたいということで、それぞれの計画書の中の案につきましては、担当課のほうにいろんなことを、指示を今しておるところでございますので、実践で頑張っておりますので、その辺も御理解をいただければというふうに思います。

さて、先ほどの質問につきまして、ロードマップについてですけれども、各自治体が地方創

生等の取組を促進するため、国は産業界、行政、大学、金融、労働界、マスコミ等と連携することを示しています。

本町におきましては、計画策定にあたり、総合計画審議会を設置しておりますが、その審議委員さんについてもさほど変えることなく、前回の総合計画の策定委員さん、異動等で変更があられる方もいらっしゃいます。審議会の委員さんに商工会の代表、県北振興局企画部長、長崎県立大学教授、十八親和銀行佐々支店長、労働組合、長崎新聞佐世保支社長に入っただき、その他町内会連絡協議会会長、それから地域団体の代表者の方々に委員になっていただいております。このような様々な分野の方、地域住民の方の意見を幅広くいただきながら進めてまいります。

今後のロードマップにつきましては、審議会や産業建設文教委員会でいただいた意見を踏まえ、内容を見直し、1月に第3回総合計画審議会での審議、産業建設文教委員会での所管事務調査、1月下旬から2月中旬にかけてパブリックコメント、2月下旬に審議会の答申をいただき、その意見を踏まえ、計画策定完了となる見込みでございます。

**議 長（川副 剛 君）**

3番。

**3 番（黒田 龍之介 君）**

先ほど一つ目の項目に対して、改めて丁寧な御回答いただきありがとうございました。

私自身も今、町内の町民の皆様とお会いする中で、濱野町長の人柄は、几帳面で真面目で丁寧な方で、人を裏切らないというお話を聞きまして、私自身も議員になって半年ですけども、町長はそのような方だと心から信じております。

おっしゃられたとおり、中身で見返していききたいというような、しっかりと中身を充実させて町政を動かしていきたいということかと思っておりますけども、やはり一つ、町長の思う大きなビジョンを、この後期計画に思いを移させていただくことで、私たちもそれに沿って議員活動ができる面もあるかと思っておりますので、改めて後期計画の町長の思いを、思いっきり表現していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

そして、また、2番目の質問で、策定委員やロードマップについて御説明いただきました。お聞きしたメンバーは、皆様いずれも見識のある方ばかりだと思っておりますが、年齢に偏りがあるのではと感じております。地元の中学生や高校生の意見、また子育て世代の女性や移住者の意見などをいかに反映していくかが、これからのまちづくりに不可欠ではないでしょうか。

まちづくりの重要なファクターは「よそ者・若者・変わり者」が、その地域にとって重要な人的資源だと聞いたことがあります。こうした様々な意見を、本来なら策定メンバーとして生の声を聞いていただいて、総合計画に反映させてほしいと思います。

まだまだ後期計画の完成まで2か月以上あります。御多忙だとは思いますが、後期計画の重要性をもう一度再認識していただき、策定委員会でも御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは三つ目、多世代の意見反映についてです。

総合計画は、今後5年や10年を見据えた未来を想像する重要な計画と位置づけられます。そうすると、現役世代と言われる私たちだけの限られた意見や発想だけでは、視野の狭い描かれ方になるのではないかという懸念も否定できません。

実際に、先ほど述べた総務省の各種施策においても、AIやデジタル技術の積極活用が各所に位置づけられていますので、この際、地元の中学生や高校生による未来予想やふるさと発展の期待なども幅広く意見聴取し、後期計画に反映していく必要があるのではないのでしょうか。

実際に学校現場において、佐々町の総合計画などの教育機会は設けられているのでしょうか。

御答弁をお願いします。

議 長（川副 剛 君）  
町長。

町 長（濱野 互 君）  
審議会の委員には、中学生とか高校生とか、若い世代の方が入っていない状況でございます。ただし、アンケート調査をいたしておりますので、企画商工課長のほうから説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）  
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今回、本計画を策定するに当たり、町民の方の意見を聴取するため、町民アンケートを実施しました。また、次世代アンケートといたしまして、小中学生を対象にアンケートを実施しております。その他、全世代を対象とした町民ワークショップ、子育て世帯座談会、高校生との座談会を実施しております。

アンケートでは、多くの方が買物等の便利さ、自然の豊かさを理由に「住みやすい」と感じておられる一方、娯楽や産業、働く場所が少ないといった課題も上がっております。

子育て支援、教育への関心が高く、一般町民、次世代ともに、安全で安心して暮らせる町を望む声が多く上がっております。こちらの意見を踏まえ、計画策定を行っているところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）  
3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

今の中学生や高校生は、5年後、10年後には、基本的に社会人として地域に貢献していただく可能性が高いわけですから、意見を後期計画に反映させることで、総合計画が自分が描いた夢、自らの提言となり、佐々町への郷土愛が増すきっかけになるかもしれません。

理想としては、学生の頃に自分たちの意見で佐々町の未来を描くことに関わったので、これからは社会人として、佐々町に貢献したいと思っただけのような佐々町をともに目指していければと思います。

ここで正直に申し上げますと、5年前の前期計画が提出された時に、29歳の私は恥ずかしながら、全くこのことを把握しておりませんでした。私の町に対する関心不足にも問題があるかもしれませんが、町民が自分たちの将来に関わる大切な計画だと感じられていないのが、大半の課題だと思います。

総合計画は、町の最上位計画でありながら、町民の大半が内容を把握していない。その理由は明確で、計画が専門的、大容量で読みづらいこと、行政が一方的な公開にとどまり、町民への説明責任が果たされてこなかったことにあるのではないのでしょうか。分かりやすい言葉への翻訳、図解化、動画化、ダイジェスト版の配布や、我々議員を含めSNSでの発信、さらには学校や地域組織、団体への説明など、伝える努力を行政が主体的に行い、多世代の町民とともに理想の佐々町をつくっていかなければと思います。

また、アンケートでの聴取をしていただいたとのことでしたが、生の声が必要だと思ってお

ります。前回、私が一般質問させていただきました町政懇談会の開催を、できる限り早期に検討していただき、町民の声を町政に反映させるとともに、行政からも町民に直接思いを伝える場として、総合計画の説明をする場として確保していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、二つ目の佐々町版DX推進計画の策定について、移らせていただきます。

政府が提唱する力強い経済基盤には、デジタル社会への対応が前提となっていることは言うまでもありません。こうした流れを背景に、県内自治体の動きを見ますと、自治体全体の課題として、包括的にDX推進計画を策定している市町は13自治体があり、町村レベルでは波佐見町、時津町、小値賀町がありました。

そこで一つ目の質問として、佐々町のDX推進計画策定に向けた現状についてです。佐々町においては、こうした流れの中で、DX関連計画はどのようになっているのか、またDX推進会議組織などはあるのか、現状を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほどの御質問の、広報の仕方について御提案をいただきましたので、担当課のほうで検討をさせていただきたいと思っております。

DX推進計画の策定についてですけれども、佐々町版DX推進計画の策定は予定しておりませんが、本町では、副町長をトップとするDX推進会議を設置しており、その配下にはDX推進員連絡会議やワーキンググループがあり、DXについての検討を行っております。

なお、DX推進計画ではありませんが、現在策定中の総合計画の中には、DX推進に関して記述する予定といたしております。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

まず確認ですけれども、DX推進会議という組織は存在し、副町長がトップとして設置されているにもかかわらず、現時点では、町としてのDX推進計画を策定する考えはない、総合計画の中で触れている程度にとどまっているという理解で間違いないでしょうか。

私は、ここでDX推進計画を、新たな、立派な計画書を作ることそのものが目的だとは考えておりません。しかし、国が自治体にDX化を強く求めている中で、方向性、優先順位、ゴールを明文化した共通認識がなければ、DX推進会議は単なる情報共有の場で終わってしまう危険性があると感じています。

特に、佐々町のような小規模自治体では、何から着手するのか、住民サービスと内部業務のどちらを優先するのか、デジタルが苦手な町民をどう支えるのか、こうした点を計画として整理し、町民にも議会にも見える形にすることがDXの第一歩だと考えます。

そこで、二つ目のDXの効果についてですが、デジタル社会は私たちの生活のあらゆる分野において、既に必要不可欠なツールとなっています。この動きをいち早くキャッチして、健全な活用を広げることは、選ばれ続ける自治体として当然のことであると思ひます。

また、DXの効果は行政改革のみならず、高齢者や障がい者、子育て、防災、医療、産業支援などの各分野での好循環をもたらすことにもつながることが期待できます。

例えば、現在町内に点在している防災行政無線、広報無線の野外拡声器ですが、この音声の

みによる伝達システムの更新に必要な予算は、およそ2億円にも上がります。これを全てデジタル通信に転換し、町民お一人お一人の手元に文字化して情報が届くことができれば、聞き逃しや聞き間違いはない。何度も見返すことができる。つまり最も確実な電達方法を確立することができ、安全・安心のまちづくりにも大きく寄与できると確信します。

ただし、これを実現するには町民の合意形成が大前提となりますので、事前の説明やデジタル機器操作の体験教室などを公民館ごとに開催していくなど、丁寧なアプローチが必要だと考えております。

そのためにも、DX推進計画にこれらを盛り込み、進めていく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、DXという言葉も、一般聴衆の方がいらっしゃるので、デジタル化の推進によって事業の効率化を図るとのことなんですけれども、デジタルトランスフォーメーションの略です。すみません。

御質問にありました高齢者へのスマートフォンの普及については、図書館主催のイベントとして教室を2回行っており、LINEの登録者数については12月11日時点で2,862人となっております。

議員がおっしゃるとおり、LINE登録者数が人口に対し100%に近づけば、防災行政無線も不要になるかもしれませんが、今のところは難しいと考えております。

しかしながら、多様な情報伝達手段が必要であると考えておりますので、LINEの登録者数増については、今後も努力してまいりたいと思います。

DXの効果は、住民の利便性向上、職員の負担軽減、経費節減など、あらゆる面に出てくると思いますので、今後、DXは推進していかなければならないと思っておりますけれども、今の段階では総合計画に盛り込む程度ということで、別の計画書を作成する予定ではないということでございます。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

町長からDXについての御丁寧な説明、ありがとうございました。

また、スマホ教室を実施されたことについては、私も大変評価しておりますが、率直に申し上げますと、教室を開いた、開催したという事実だけでは、DXの効果が町民の生活に波及しているとはなりません。

実際に私の周囲でも、スマホ教室に行ってみようとは思いますが、何ができるようになるのかわからない、一度聞いても日常で使う場面がない気がするという声も少なくありません。

先ほど例にあげた防災行政無線の件でも、聞き逃しが無い、何度でも見返せる、災害時に確実に届く、こうした実感できるメリットがあって初めて、町民はDXに価値を見出します。

佐々町の公式LINEの登録者数にも、町長から12月11日時点では2,862人と説明いただきました。私が調べた時点、令和7年12月15日時点では2,866名ということで、4日間で4名増えているということなので、今までどおり1日1名増えていただければ、もっとそれ以上増えていただければと思いますが、この事実に関しましては、私は大きな可能性だと感じております。

LINE登録と連動した行政サービスの利便性向上などにもつなげていければ、DXの価値が高まっていくのではないのでしょうか。

スマホ教室の開催に関しても、何かしらのインセンティブやお得感を与えるべきで、そのことで参加者が大多数になれば、情報化社会の進展につながっていくと考えます。ここで言う何かしらのインセンティブやお得感というのは、具体的な事例としては、参加者に〇〇ポイントプレゼント的なようなことをございます。

DXを学ばせるのではなく、使っていたらいつの間にか便利になっていた状態を作っていくことが、行政の役割だと考えております。

それでは三つ目、子育て支援や高齢者生活支援へのDX転換についてでございます。

町民生活を支援する上で、政府の物価高騰対策に連動した交付金制度は歓迎すべきことだと思います。現在、佐々町では一律6万円での出産祝い金や、濱野町長の公約にもありました、佐々町独自の高齢者への年金制度が開始されようとしております。

しかし、私は、これらの制度の内容よりも、現金が配布されることに若干の違和感を覚えております。せっかく配られる町の財源がお金であるため、現金であるために、それは必ずしも町内に還流するのではなく、町外において消費に回されたり、また町外に住む家族、例えば高齢者の方にとっては、お孫さんたちへのお小遣いとして流出してしまうのであれば、佐々町にとっては資金流出となってしまう、財政力の低下を招きかねないと思うからです。

そこで、こうした財源手当をデジタル化し、地域マネーとして配布するのはいかがでしょうか。地元の商店街や事業者にとっても、歓迎されることになると思います。最終的には、めぐりめぐって佐々町の地域経済活性化につながるという点からも、このシステム構造を進めるべきと考えていますが、いかがでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

まず、先ほどの御提案の件ですけれども、スマホ教室については、回数が少なかったので実施したということだけではということでしたので、公民館等で教室を開催するように努めたいというふうに思います。

先ほどの質問なんですけれども、現在、出産祝い金につきましては、窓口にて請求書を受け付け、御指定口座に振り込む手続を行っております。また、敬老祝い金につきましても、窓口若しくは郵送にて請求書を受け付け、御指定口座に振り込んでおるところです。

これらの支給事務を、現金給付からデジタル地域通貨へ転換することについて、現在担当課として具体的な計画はありませんが、企画商工課と佐々町商工会がデジタル地域通貨について共同研究を実施しているところです。今は過渡期であると思っていただければ幸いです。

デジタル地域通貨の導入にあたっては、デジタルに不慣れな方への配慮や、セキュリティ面など課題があるかと思えます。また一方では、ペーパーレス化による紙の申請、交付事務の負担軽減、また、進捗管理のデジタル化などのメリットがあると考えます。そのほか、地域通貨の特性として、祝い金が町内で使われることで、経済的な効果も期待されます。

今後、関係部署、関係機関と連携し、研究を進めてまいりたいと思っております。

議 長（川副 剛 君）

3番。

### 3 番（黒田 龍之介 君）

私がこの質問で申し上げたかった点は、現金給付そのものを否定するつもりはございません。しかし、せっかく町の財源を使っての支援を行うのであれば、町民の生活を支える、地域経済を循環させる、町内事業者を応援する、こうした複数の効果を同時に生み出す仕組みを、行政が設計すべきではないでしょうか。

そこで、佐々町内で使えるデジタルマネーとして給付することで、使える場所が町内に限定され、地元商店や事業者の利用が増え、結果として税収や雇用の支えにつながる。こうした好循環を生み出すことが、DX化により実現可能と考えます。

また、子育て世代にとっても、スマートフォンを通じて給付、利用、残高確認できる仕組みは、行政改革にもつながります。是非とも佐々町においても、福祉施策掛けるDX掛ける地域経済循環という視点で、地域マネーやデジタル給付の可能性について、今後とも調査・研究を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

地域のデジタル通貨についてですが、県内にも数多く実施されているところがございまして、参考データとしては、大村市のデジタル地域通貨「ゆでび」、こちらは2024年3月にQRコード方式で供用開始されておりますし、対馬市の電子観光通貨「対馬藩札」では、観光を主として宿泊、飲食、小売、タクシーで利用可能なデジタル通貨もあるようです。

私が思っております地域内での資金循環に関しましては、南島原市の電子地域通貨「MINAコイン」、こちらは2021年のサービス開始となっておりますし、お隣の佐世保市では電子地域通貨「eコイン」が2023年7月24日にサービスが開始されている状況となっております。

是非とも電子地域通貨の調査を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

DX関連についての総括としては、DXはデジタルに強い人のための政策ではないと思っております。むしろ高齢者や子育て世代、情報にアクセスしにくい立場の方、こうした方々の暮らしをより安全に、より便利に、より安全なものにするための手段であるべきだと考えております。

防災においては、確実に情報が届くこと、福祉においては、支援が循環し、佐々町の力になること、行政運営においては、職員の負担を減らし、町民サービスを高めること。これらを実現するためには、佐々町では既にDX推進会議があり、公式LINEがあり、そして、スマートフォン教室の実績という土台があります。あとはこれらを点ではなく線として結び、佐々町としての方向性を、佐々町版DX推進計画を策定して、町民に広く示すことだと私は考えておりますので、この質問が、佐々町におけるDX推進が、検討段階から実行段階へ進む一つのきっかけとなることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

それでは三つ目、佐々川を舞台とした地域活性化についてでございます。

御承知のとおり、町民が誇る佐々川は県内では2番目に長く、県北では最長を誇る二級河川です。佐々町を語る上で、佐々川の存在は極めて重要であり、町民のアイデンティティーでもあると確信しております。

しかしながら、幾ら貴重な資源を有していると言っても、その価値を整理し磨き上げ、発信しながら次の世代に受け継いでいく作業がなければ、いつの間にか、その尊い価値は当たり前存在になってしまい、日常に埋もれてしまいかねません。

ちなみに、長崎県内で一番長い川は諫早市を流れる本明川ですが、私は諫早高校卒業ということもあって、諫早市役所に通う仲間や地域で活動している友人に、どのような行事やイベントが実施されているのか聞いてみました。

その内容としては、昭和32年に発生した諫早大水害で亡くなられた犠牲者を追悼する「諫早万灯川まつり」をはじめ、大水害からの復興などを風化させないための「本明川を語る会」や総合防災訓練、また、河川そのものを美化し景観を保つための各種清掃活動、さらに諫早名物のウナギをブランド化かつ食文化継承していくための「ウナギ供養」、そして、こうした取組を

次世代に継承していくための市内小学校における総合的な学習の時間での川の学びなど、合計10項目のプロジェクトが、市役所組織内で河川課や文化振興課、商工観光課など、六つの横断的な組織運営によって毎年開催されているようです。

長崎県は日本一離島を数多く有し、また海岸線で北海道に次いで2番目に長い県でもあることから、どうしても海が主要なテーマになることが多く、水産資源の活用についても海面漁業が基幹産業であることから、河川を舞台にする内水面漁業が目立たないものになっていることは仕方がないことかもしれません。

しかし「森は海の恋人」という言葉があるように、自然は一体となって考えなければならず、森と海をつなぐのは川であることから、長崎県北一帯において、この佐々川の存在や価値を広く発信し、地域の魅力につなげていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで幾つかお尋ねいたします。

まず一つ目の教育資源として、また文化資源としての活用についてです。

佐々川は、長崎県が管理する二級河川であり、上流には佐世保市の世知原町や吉井町があります。また、河口は小佐々町の海域に広がっていて、そこには豊かな海の恵みがあります。

全国各地の河川の最上流に位置する自治体が連携し、平成17年に「全国源流の郷協議会」が発足しています。佐世保市世知原町では、アカガシの原生林や「やまめの里清流庵」など、自然体験できる環境が整備されていますし、かつてはぜんざい川と称された炭鉱時代の足跡も、北松浦郡地域の重要な歴史として残されています。

また、同じくお隣の吉井町には、ポットホール公園、そして、上流から中流に至って存在し続ける、石の文化である石工の技術の集大成である石橋群などは、貴重な教育資源として流域の住民が活用し、未来につなげていく使命があると思っております。

このような川のもたらす環境や文化資源を、現在は学校現場でどのように活用しているのでしょうか。

議 長（川副 剛 君）  
町長。

町 長（濱野 互 君）  
本明川の行事について、いろいろと資料をいただきました。ありがとうございます。  
約5キロ、本明川というか、諫早干拓により5キロ程度長くなって、佐々川が抜かれ、長崎県2位と佐々川がなった次第でございます。  
本町で佐々川を活用した施設は、河川公園や桜づつみ、それから昔は親水護岸があったようですが、大雨で埋まってしまっている状況でございます。  
しかし、佐々川や市瀬川を教育資源として教育活動を行っていますので、教育長から回答をさせていただきます。

議 長（川副 剛 君）  
教育長。

教育長（富野 毅 君）  
佐々川については、議員御指摘のとおり、非常に私たち佐々町民にとって、ふるさとの基盤となる川だと思っております。  
先ほど町長からありましたとおり、佐々川、それから市瀬川を資源とした教育活動ということで、まず社会教育分野の中で「佐々っ子土曜学習プログラム」の一つとして、町内のボランティア団体に委託し、佐々川の生物・自然観察や清掃活動など、年10回のプログラムで実施を

しております。私自身も1回だけ参加させていただいて、佐々川のウナギ塚の清掃という活動を参加させていただいたんですが、小さい子どもから高校生まで参加をしていただいて、佐々川に触れるという活動を実施されていたところでございます。

また、市瀬川におきましては、小学校5年生が、町内ボランティア団体の協力のもと、蛍の幼虫の餌となるカワニナやタニシの放流、それから水質調査、生物観察などを行っております。

いずれも地域や自然を大切にする学習を行いながら、郷土を愛する子どもを育む活動という認識をしております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

町長から御答弁いただきましたとおり、佐々川はもともと長崎県で一番長い川だった過去については、私も小学校時代に総合の授業で、佐々川が一番長いと教えていただいたので、ずっと記憶していたところございました。社会のテストでは、日本で一番長い川はどこかという質問に対して、佐々川と書いて間違えた記憶もあるわけですが、諫早高校に進学したときには、急に諫早の本明川が県で一番長いと言われて、またそこでも私の間違った認識で苦労したこともございました。

御丁寧な、佐々川が一番長いという経過に対して説明いただき、誠にありがとうございました。

また、教育長からも御紹介いただいた取組の内容については、大変意義深い活動であり、地域ぐるみで自然環境を守っていこうとする姿勢が見えるものだと感じております。

しかしながら、改めて申し上げますと、佐々川流域には世知原町のやまめの里清流庵や、吉井町のポットホール公園、炭鉱の歴史など、多様で奥行きのある教育・文化資源が連続して存在しております。佐々町単独ではなく、佐々川流域という広い学びのフィールドがあるわけがあります。その上で今回申し上げたいのは、現状の取組が広がり少ない、身内だけの、つまり佐々町だけの活動にとどまっていけないかという点であります。

先ほど紹介いただいた活動は素晴らしい一方で、学校教育としては川から学べる可能性のごく一部に過ぎません。全国には、大規模でいえば東京から山梨に流れる多摩川、小規模でいえば岡山県の旭川など、上流域の自治体と下流域の自治体が連携し、流域全体を一つの教材として総合的な学習の時間に組み込み、環境教育、防災教育、歴史文化教育を包括的に行っているところがございます。

佐々川は、まさにそれが実現できるポテンシャルを持っています。広域連携により、互いにある資源を共有し補うという発想が、今こそ求められていると強く思いますし、さきに述べた政府の方針も、そうした自治体連携を強く推し進めようとしているのではありませんか。

佐々川の価値を、可能性を、子どもたちが行政の枠を超え、様々な形で体験することで、地元を誇りを持って次世代に引き継いでいけるよう、積極的な取組を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、二つ目の質問、親水護岸の整備やシロウオ漁、ウナギ漁への支援についてです。

佐々川といえば、季節の風物詩としてシロウオ漁があります。毎年春には、その漁の姿を撮影に来られる方々や、実際に体験する人との交流があると聞き及んでいますが、シロウオ漁を佐々川の産業として位置づけるのか、それとも季節の行楽、また観光や鑑賞のメニューとして位置づけるのか、そして親水護岸としての整備など、行政としての方向性をお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

議員の今御質問ですが、まずシロウオ漁につきましては、2月上旬から3月中旬にかけて、佐々川沿いに台を設置しまして、伝統の四ツ手網で漁をされている状況でございます。

それから、ウナギ塚の漁につきましては、佐々川内水面振興協議会に、毎年8基程度のウナギ塚の漁の申請がございまして、7月、8月に塚の清掃を行いまして、10月ごろに漁をされているという状況でございます。

それから、支援としましては、商工会中央部会主催の河津桜、それからシロウオまつりの一環で、シロウオ漁の体験を実施しており、町としましては、台の設置、漁の体験の手伝い等を行っているところでございます。

ウナギ塚につきましては、子どもたちの土曜学習である「カブトガニを守る会」の活動の一つに、ウナギ塚漁体験がございまして、そこを手伝いをしているというところでございます。

以上でございます。

議長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

様々な支援をしていただいている現状として把握いたしました。

佐々川のシロウオ漁については、春の風物詩として、観光、食文化と密接に結びついていると思っておりますが、漁獲量の変動や漁業者の高齢化、後継者不足、河川環境の変化などの課題があるかと私自身は思っております。

そこで、私が思う今後の展望としては、産業としての位置づけの再構築が改めて必要だと考えております。内容としては、量から質への転換です。希少性、季節性を生かした高付加価値化、佐々町の春イコールシロウオ又はシロウオの加工品というブランド認知を重視すべきです。

親水護岸整備についても、私は必要だと思っております。全国の自治体においても、単なる治水・利水を目的とした護岸整備にとどまらず、人が水辺に集い、学び、憩い、地域の魅力を高める親水護岸への転換が進んでおります。佐々町においても、町の中心を流れる佐々川は、自然環境、景観、防災、教育、交流といった多面的価値を有しており、今後のまちづくりにおいて重要な資源と捉えております。

護岸整備について、先進事例をあげますと、岐阜県郡上市では、川とともに暮らすまちをテーマにしており、子どもが川に入れる浅場の整備や地域住民と連携した清掃・維持管理、観光教育、環境学習との一体的活用の取組が実施されております。

ここで重要なのは、立派な構造物を造ることではなく、日常的に使われる水辺を目指している点でございます。

佐々町においても、イベントのときだけの場所としてではなく、日常的に子どもや家族が立ち寄れる川として位置づける発想が重要になってくるかと思えます。それでこそ、佐々川が私たちの本当の意味でのアイデンティティーになってくるのではないのでしょうか。

また一方で、先ほど課長からウナギ塚の説明もいただきましたし、ウナギ塚に対して、ウナギ関係に関しての支援を、活動されていることもお聞きしましたが、産業と位置づけるまでには生産量があるとは思っておりません。諫早市のように地元グルメとして、また、ふるさと納税の返礼品として位置づけるような産業に育成していくおつもりが現段階であるかどうか、御回答いただければと思います。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

佐々川の名物であるシロウオやウナギを特産品としてという、商品化とかということはどうでしょうかという御質問だと思いますが、こちらのほう、シロウオ、ウナギにつきましては、漁をされている方は本職の漁師さんということでもなく、捕れる量も限られておりますので、商品として安定供給するということは難しいと考えられます。と言いますが、ウナギのほうは、今、佐々で捕れているウナギというわけでございませぬが、加工品として、今、ふるさと納税に出しているところもございませぬが、佐々川のウナギではございませぬが、そういう取組もしているところも御了承いただければと思います。

以上です。

議長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

佐々川におけるウナギ漁は、現時点では生産量も低いということから、直ちに大規模なブランド化や産業化が難しいことは、私も理解しております。

しかし一方で、私は、今すぐもうかるかどうかではなく、佐々町にどのような可能性の種が既に存在しているかという視点で、今回の質問をさせていただいております。

実際に、佐々川では、現在もウナギ塚を用いて漁を行っていらっしゃる方がいらっしゃいますし、漁獲量は少なくても、佐々川にウナギが生息しているという事実そのものが、極めて価値が高い地域資源であると考えております。

ほかの自治体の例でいえば、茨城県の境町では、地元でウナギ漁がなくても、稚魚を購入し、養殖、加工、流通を組み合わせることで、ふるさと納税の返礼品として大成功されております。私はこれをそのまま佐々町でまねるべきとは思っておりませぬが、佐々町には無理に作らなくても、既に存在している自然環境があり、恵まれているという事実を伝えたいわけです。

今後は、佐々川の環境保全、ウナギの生育調査やデータの蓄積、イベントや食育、観光との連携、将来的なふるさと納税の特産品の可能性、こうしたものを段階的に検討していくことは、決して無理なブランド化ではなく、将来への投資であり、佐々町としての物語づくりだと考えております。

佐々町には、佐々川というアイデンティティーがあり、シロウオとウナギが生息しているという、この小さくとも確かな事実を何もしない理由にするのか、将来の理由にするのか、佐々町としても、私としても、中長期的な視点での考えを深めていくべきと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは三つ目、佐々川のイベントの実態と今後の展望についてです。

私が子どもの頃から聞いていた佐々川に関するイベントは、三十数年経過した今も、あまり変わってないような気がします。一方で、世の中の自然志向、ふるさと回帰や、触れ合い事業などが活発に行われているのに対し、佐々町行政は、あまりにも佐々川の魅力を放置し過ぎているのではないのでしょうか。

これらの地方活性化やまちづくりは、ふるさとに残っている貴重な資源を十分に活用して、その魅力をSNSなどで国内外に発信し、選ばれ続ける行政であるべきだと思います。

今後の佐々川のイベントの在り方や方向性、流域全体の交流や仕組みづくりを踏まえた展望についてお聞かせ願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今、御質問のお答えをしたいと思います。佐々川のイベントとして、河津桜・シロウオまつりのシロウオ漁体験、カブトガニを守る会のウナギ塚漁体験があげられます。

ほかの佐々川で取れるものとしては、アユ、モクズガニがありますが、漁などのイベントにはできないのが実情でございます。

以前は、お盆頃に、商工会青年部と役場青年部等で「いかだ下り大会」を5回開催されたことがあります。個人的にも、アクティビティー、カヌーやサップを楽しんでおられる方もおられますので、今後、研究してまいりたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

3番。

3 番（黒田 龍之介 君）

様々なイベントの御説明をいただきました。しかし、率直に申し上げて、佐々町を代表する自然資源である佐々川のポテンシャルを踏まえると、現行の取組は限定的であり、流域全体の魅力や価値を十分に引き出せているとは言いがたい状況だと思っております。

私が子どもの頃から耳にしてきた佐々川のイベントは、30年以上が経過した現在でも大きな変化がなく、時代の流れや地域のニーズに即した更新が、必ずしも図られていないと感じています。一方で、諫早市の本明川は、様々な出来事を資源として、教育や産業、イベントに生かしています。

全国でも川を軸にした地域振興が着実に成果を上げており、流域の自治体が連携し、体験型教育、文化継承、防災、観光、エコツーリズムを総合した取組が広がっています。

佐々川は、源流を佐世保市世知原町、吉井町に持ち、河口部では小佐々町の海域とつながる、まさに森、川、海を結ぶ生命線であります。その希少性は極めて高く、佐々町にとっては、経済、文化、教育のいずれにおいても核となるフィールドです。

しかしながら、この貴重な資源を生かすための戦略や仕組みづくりは、まだ緒に就いた段階にあります。これらの地方創生は、地域に眠る資源を生かし、SNS等を通じて積極的に発信し、選ばれる自治体へと自らを変えていく努力が不可欠であります。その観点からも、佐々川を単なる景色や日常の一部として扱うのではなく、町民の誇りであり、未来の産業や教育を支える基盤として位置づけ直す必要があります。

今後の佐々川振興について、既存イベントの延長線ではなく、流域全体の連携を基軸とした新たな戦略構築を改めて強く求めたいと思っております。

私は、以下の方向性を佐々川振興の柱として提案したいことがございます。一つ目が、流域連携の正式な枠組みづくり、二つ目が、体験型教育・文化継承の強化、三つ目が、イベントの再編とブランド化、四つ目が、地域資源の観光・交流・産業化、五つ目が、佐々川の未来戦略の策定についてです。

私自身もしっかり、必死に考えながら、佐々川の振興を頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

最後に、今回の私の一般質問である内容を通して、町長からの全体の総括をいただきたいと思っております。もちろん、現在財政的に厳しいのは重々承知でございます。しかしながら、濱野町長から、佐々町を前進させるためのビジョン、方向性、思いを聞くことで、財源に頼らずでも、可能なアイデアや施策は提案できるかもしれません。

急ではございますが、よろしくをお願いします。

議 長（川副 剛 君）

間もなく1時間になりますが、町長の回答まで許可します。続けてどうぞ。  
町長。

町 長（濱野 互 君）

失礼します。まずは積極財政について申し上げますと、公共施設のLED化に努めるため、整備の方針を研究したいと思います。

農業体験施設の運営方式を研究し、経費削減に努めます。

また、ボランティア団体の育成と高齢者の活躍の場として、自走式草刈り機の対応を考えております。

橋梁の耐震整備、上下水道管の更新事業など、生活に関わる問題を解決していきたいというふうに考えております。

庁舎の駐車場整備が完了すると、文化活動とともに、生涯学習に力を入れていきたいというふうに思っております。

また、災害に強いまちとして、社会福祉協議会との連携強化を図ってまいります。

後期計画の政策実現のため、町内会での町政懇談会の開催を数か所実施したいと思っております。

DXに向けては避けて通れない事項ですので、標準準拠システムの構築を完了させたいと思っており、余力を住民との相談時間に使っていただければ幸いです。令和9年度には、電子入札の導入と契約を担当する係を研究いたします。

また、高齢者の方が望んでおられる敬老年金の支給についても、検討してまいりたいと思います。

次に、物価高騰重点支援交付金を活用しまして、生活応援商品券の発行を1人1万円以上で調整したいと考えております。

佐々川の利活用については、佐々川大橋や桜づつみから観覧できる水上花火大会やいかだ下り大会の復活があると楽しいと思っております。

そして、古川岳には桜や紅葉する樹木を植えたらきれいだというふうに思います。古川岳を眺めながらの河川敷の遊歩道には、県に相談して、街灯整備と新佐々橋下の歩道を整備して、健康づくりのため、夕方でも安心して歩けるようにしたいと思います。

また、自然を満喫していただくため、ほかにない市瀬川上流の真竹谷一帯については、夏にサルスベリの花見と蛍の観賞、涼を求めるための遊歩道整備、秋にはもみじが楽しめるような自然公園があるといいなというふうに思っているところでございます。

夢を語りさせていただきました。すみません。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

よろしいですね。

以上で、3番、黒田龍之介議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（11時02分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第2 一般質問（棚橋 優汰 議員） —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2番、棚橋優汰議員の発言を許可します。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

おはようございます。2番、棚橋優汰でございます。議長からの許可をもらいましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

前回は初めての一般質問で緊張しましたが、今回は2回目となりますので、自分らしい言葉で、はきはきと質問していきたいと思っております。今アドレナリンがいっぱい出過ぎて、全然緊張していませんので、問題等発言がありましたら、多分議長が止めてくれますし、周りの議員と執行部の皆さんが止めてくれると思っておりますので、はきはきと自分らしい言葉で話していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず、最初の質問に入らせていただきます。町内のまちおこしについてということで、自分はeスポーツでまちおこしができないかと考えております。近くの県、例えば福岡とか熊本のほうで、自治体で活発的にイベントが開催されており、それで盛り上がりを見せております。

佐々町でもこれらのイベントができないかと考えていますが、今の、現在の佐々町のeスポーツの普及される取組などは行っているのでしょうか。お願いします。

以上です。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

eスポーツのすばらしいところは、年齢や性別、身体的なハンディを問わず、誰もが同じ舞台上で競い合えることと思っております。

他市町では、eスポーツでまちおこしを行っているところもあり、本町でも健康フェスティバルで体験コーナーを設置予定で、そこで興味を持たれた方たちがグループを作っていただき、その延長でのイベント開催を検討してはどうかと考えているところです。

どのような支援や協力なのか分かりませんので、要望をお聞きしてから判断したいと思っております。御自分たちで準備や運営をされるということであれば、前向きに検討したいというふうに思っているところです。

eスポーツに特化したイベントは、現在行っていない状況でございます。

議長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

今イベントは行っていないということで話を伺いましたが、過去、私の記憶の間違いかもありませんので、確認のため聞きたいんですけど、町内会長を集めてeスポーツを行ったという実績等を聞いたことがあるんですけど、これは間違っていないのでしょうか。確認の程度でお願いします。

以上です。

議長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

昨年度、町内会長会の研修でeスポーツを行った経過がございます。

議長（川副 剛 君）

2番。

2番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。町内会長といえば、上の世代の方がeスポーツ体験されているということで、大体eスポーツは若い世代のほうを中心となっていますので、ちょっと失礼かもしれませんが、お年寄り世代のほうでも、そういう認識があれば始めやすいのかなと思っております。

さっき言いました健康フェスティバルというのは、今後のeスポーツの普及についての行動なのでしょうか。確認程度でお願いします。

以上です。

議長（川副 剛 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

健康フェスティバルでの開催につきましては、認知症予防や地域コミュニティの活性化につながることを期待されておりますので、今現在、町内会で行っております地域サロンのほうで、レクリエーションツールの一つとして貸出しをし、現在、今年度5か所、計6回の町内会で活用されているところですが、健康フェスティバルのほうでも、何らかのコミュニティの活性化につながる一歩になればということで検討しているところであります。

以上です。

議長（川副 剛 君）

2番。

2番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。ちょっとそのまま二つ目の質問に入るんですが、私もeスポーツを調べる中で、認知症予防や高齢者の健康促進になると聞きました。これに関して、福祉関連課の見解を伺いたいなというのと、また長崎県内の取組というのを事例等があれば教えていただければと思って、すいません。

以上です。

議長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

県内でも、例えば長崎市なんですけども、長崎市さんは、長崎市の庁舎の1階ロビーを使って、世代間交流ということでeスポーツ大会を開かれているようです。参加者が218名ほど参加

されているようで、子どもから高齢者まで世代間の交流ということで、地域活性化を図ろうということで、長崎市が主催して開催されているということです。

佐々町としましても、先ほど多世代包括支援センター長も申しましたけども、地域コミュニティの一つとして、このeスポーツを推進していくというのはできるのではないかと考えております。

こうやって長崎市がロビーを使ってされているということなので、佐々町のほうも、せっかく新庁舎でさぎホールができましたので、そちらのほうを活用とかそういったこともできるのではないかと思いますので、多世代包括支援センターのほうとも協議しながら、eスポーツを推進できるようなことを進めていけたらいいなと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。県内のほうの、私のほうでは取組等を調べたんですけど、いろいろヒットしなかったんで、こういう機会だったのでお聞きしました。ありがとうございます。

もう早速三つ目の質問になるんですけど、私は最終目標は、このeスポーツの大会、お祭りを開きたいと思っております。まず、佐々町内の子どもからお年寄りを対象にして、広い世代で楽しんでもらえるイベントを開催して、また、町外からはターゲット層を若い世代として、より競技的なイベント、大会を開催できればと思っております。

eスポーツといってもいろいろあります。格闘ゲームやパズルゲーム、例えば麻雀とか囲碁、将棋とかを練習するのに、eスポーツという分類にも当たりますので、こういうのは幅広い世代でも楽しめるのかなと思っております。

会場とかも、私もいろいろ考えましたけど、例えば地域交流センター、町民体育館などはありきたり過ぎて、そんなものは分かっているわという話なのかもしれませんが、例えば自分の考えた案としては、今の小中学校の教室というのは、モニターやプロジェクターの配備が終わっております。そこを活用したり、また農業体験施設、Wi-Fiが通っているという話を聞きました。あえて農業体験施設で集客を集めて、例えば屋外でeスポーツをやることによって、新しい、目新しさを目的としたeスポーツのイベントが開催できればと思っております。

イベントを開催することによって、県外から人が集まり、佐々町の活性化につながると思いますが、佐々町としての支援や協力等が可能かどうかお聞きしたいと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

先ほどもちょっと回答したんですけども、どのような支援や協力を求められるのかというのが分かりません。要望をお聞きしてから判断したいというふうに申し上げたところでございます。

ほかの分野についても、いろんな要望が上がってきますので、その一つだけに特化したというのは非常に難しいので、どういう内容なのかを具体的におっしゃっていただければというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

具体的な話で言いますと、簡易的な、例えば私の知り合いでも、長崎県立大学のeスポーツを取り組んでいる人たちがいます。長崎県立大学のeスポーツの関連で、そこのスタッフ等が行きますけど、例えば、車とかで来られる方の交通整備員とか、また、佐々町の、例えば優勝した商品として、佐々町内で使える商品券の配布等、そういうお金的な補助ができるかなという、そういう感じです。

まだ、私も具体的にどうやっていきたいとかってというのは、まだ深く考えてはいません。ただ、こういうことができればなと思って、今回の一般質問に上げさせてもらっていますので、今の佐々町としてどういう協力をして、支援という話で言いますと、そういうお金的な補助や、そういう、要はスタッフとして、例えば誘導員とか運営とかのスタッフとか、そういうところで借り出して言い方は失礼ですね、手伝っていただけないかなということで、そういう目的で支援や協力ということで質問させていただいております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

そういう内容の、具体的な計画書をまず作っていただくのが先かと思います。資金がどれだけ必要なのかとか、そういうものを、企画商工課のほうで基金の事業がありますので、計画については3年間について助成するという事業がございますので、そこにまず計画書、それから収支計算書等を出していただければ検討をさせていただきたい。審議会のほうで審議するようになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。そしたら、ちょっと具体的な計画書のほうを、ちょっといろいろな私の知り合い等の、eスポーツ関連に関わっている人たちと練ってから、計画書の作成等に行きたいと思っております。

先ほどちょっと私が会場の話で言ったんですけど、小中学校の教室っていうので、例えば、お年寄り世代とかは、当時学び舎であったところでゲームができるということで、また小中学生は日頃勉強しているところということで、目新しさが感じられると思います。こういうところで、小中学校の教室を借りるということは現実的にできるのでしょうか。ちょっと確認程度でお願いします。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

教育長。

**教 育 長（富野 毅 君）**

小中学校における行事等の活用につきましては、当然、町の教育財産でございますので、教育的意義について十分勘案した上で、許可を出すことになるかと思えます。

目的であったり、それから、それが教育、学校教育だけではなくて生涯教育も含めた教育分野に、全面的にどれだけ合致するような内容であるかということをも十分見極めた上で、許可申請を出していただいた上で許可できるという状況になるかと思っております。

以上です。

**議 長（川副 剛 君）**

2番。

**2 番（棚橋 優汰 君）**

ありがとうございます。やはりこの話をする時は、具体的な計画書がないとやっぱり先には進めないということですので、私のほうが、先ほど言いましたけど、具体的な計画書等を持ってまた、別に私が主催じゃなくてもいいんですけど、そういうふうにできればと思っております。

佐々町の活性化のためには、やっぱり町内だけではなく、町外の方を呼び込むことによって財源の確保にもつながっていくと思えます。今、県北地区でeスポーツのイベントというのはあまりないという状況ですので、別に事例がないからといってできない理由にもならないのかなと私は思っております。

こういうところで前向きに御検討していただけると大変——御検討してください。すみません。以上です。

eスポーツの話は、これで終わらせたいと思えます。もう完全な趣味の話になってきますので。

次に、おくんちへの補助金の話をしていきたいと思っております。

先月、私はおくんちに参加しました。町内を練り歩きました。長い時間歩くイベントでしたので、ズボンを買替えることになりました。改めてやっぱり町内を練り歩くということは、ハードなイベントだと感じております。このイベントは、やっぱり佐々町内の伝統行事であり、次世代に残していかなければいけないと思っております。

参加される方にお話を聞く機会があり、その時におっしゃっていたのが、一部ではクリーニング代がないのできついという話もありました。小浦では、子ども相撲や子泣き相撲というイベントがありますが、もう少し人が来ないかという話がありました。佐々町として補助はできないのでしょうか。

以上です。

**議 長（川副 剛 君）**

町長。

**町 長（濱野 互 君）**

今御質問の、おくんちとは、九州北部で見られる秋祭りの総称で、佐々町でも各地域の氏神の祭礼として、秋の風物詩となっています。

しかしながら、政教分離という基本原則があるため、神社の祭礼であるおくんちに対して、町が直接的に支援できないという状況がありますことを御了承いただきたく存じます。

通常は、お花等の活用でやりくりをされているものと理解いたしております。

議 長（川副 剛 君）  
2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

これはすいませんね、ちょっと自分が理解できていなくて、ちょっともう1回質問をするんですけど、これってやっぱり小浦での子ども相撲や子泣き相撲というのも、やっぱり政教分離に当たってくるということで、認識で間違いないでしょうか。すいません。

議 長（川副 剛 君）  
町長。

町 長（濱野 互 君）

私も小浦くんちの子ども相撲の土俵についてお願いをされたことがあって、非常に悩んでいる状況でございまして、過去に青少年健全育成会のほうで助成したというような実例はあります。ただ、今回どうするのかというのは、判断はまだできていない状況でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）  
2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

すいません。分かりました。ありがとうございます。ちょっと補助が厳しいということでお話を聞きました。

もしよかったら役場職員としてではなく、1人の町民としておくんに、町長とかはまた神田とか小浦のほうで参加されているのを見られましたが、ほかの職員の方も、もしよければ参加していただくと大変盛り上がると思いますので、御協力よろしく願いいたします。

おくんちの件は、これで以上です。

次の質問に移りたいと思います。町内業者との関係性について話していきたいと思っております。

私は、元佐々町役場に勤めていました。これまでの災害復旧や工事等が円滑に進んできたのは、町内業者の皆さんの支えがあったからだと感じています。

ただ、今の佐々町の行政運営において、町内業者との関係性においては、失礼ながら良好な状態にあるとは言い難いと考えております。

私のほうでもいろいろと話が入っていますが、実際問題はどうか、臆測で話せないのも、町長の意見を確認したく、また、今後の町内業者との関係性をどう考えていくかお聞きしたいと思い、質問を行います。

先日、サンセットロードの清掃活動がありました。私も建設課時代に参加していましたので、一個人として参加しました。実際参加してみると、昔参加したときの建設業者と、今回参加した業者の数が違まして、寂しいと感じました。

建設課長にお聞きします。去年とことしの参加率、もし教えていただければ幸いです。

以上です。

議 長（川副 剛 君）  
建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

長崎サンセットロード清掃活動は、県内西岸沿いの自治体で構成された「長崎サンセットロード推進協議会」が主催として、毎年11月に県内一斉清掃を実施しています。今年度の活動は11月15日、土曜日に実施しております。

本町の清掃活動に当たっては、例年、佐々町建設業協会様の御協力をいただきながら、多くの参加者を交えて実施しておりますが、今年度は例年より少し少ない状況であったと伺っています。例年、佐々町建設業協会様からは30人から40人の御参加をいただいておりますが、ことしは17人と少ない結果となっております。

今後も、この一斉清掃活動は継続していきたいと考えておりますので、引き続き佐々町建設業協会の皆様には御協力いただきたいと思いますと考えております。

参加結果としまして、先ほど申しましたように、令和7年度の建設業協会の参加者は17名、令和6年度の参加者は36名、昨年度と比較しますと19名の減となっております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。聞いた中でやっぱり半分ぐらい減っています。それについて、町長はどう思っているのか、それを聞きたいのですが、よろしいでしょうか。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

参加者が少なかった。私も今回、この質問を聞いて、こういう事業があるんだというふうな感じで思っております、この事業に参加、協力していただければ、ボランティア活動として県のポイントになるのかなというふうに思っているところですけども、参加されない理由については、おのおの聞いたわけございませんので、何とも言いようがないという状況です。少なかったという報告は受けております。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

分かりました。そのような認識ということで分かりました。すいません。

次の質問に入るんですけど、もう単刀直入にお聞きしたいんですが、私のところに、災害協定が町内業者と結ばれていないとよく耳にしますが、実際結ばれていないのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

すいません。時間とりました。

災害協定の件ですけれども、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書、第8条に協定期間が定められておりまして、その中で「期間満了日の1か月前までに甲または乙、甲が佐々町、乙が佐々町建設業協会から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする」と定められておりますので、本協定は継続しているものと考えているところです。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

すみませんね、私の理解が追いついてないので聞くんですが、これ自動更新されているってことで間違いはないですね。（町長「はい。」）

その自動更新は、町長が変わったタイミングと、例えば今の、どうなっているんですかね、  
\_\_\_\_前町長の名前で自動更新されているって話になっているんでしょうか。

建設業協会、何年にされているのかはちょっとすみません、私のほうも分かってないので聞くんですが、建設業協会会長も、例えば当時のままで、そのまま自動更新されているってことなんでしょうか。ちょっとすみません、そのこの回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

協定を結んであるのが平成22年3月2日、佐々町長\_\_\_\_、佐々町建設業協会会長\_\_\_\_  
\_\_\_\_ということで協定が結ばれておりまして、先ほど説明したように、第8条の協定の中で自動更新というふうになっているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

すみません、ちょっと分からないので聞くんですが、\_\_\_\_は佐々総合産業の元会長か社長か、ちょっとすみません、私がぱっと出てこないの、ちょっと教えていただければと思っているんですけど、どうだったでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

個人的な御質問で非常に答えづらいところでございます。

議 長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

発言取消し  
議員申出に  
よる

発言取消し  
執行申出に  
よる

発言取消し  
議員申出に  
よる

（11時38分 休憩）

（11時40分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。お手数おかけしました。申し訳ないです。

この情報というのは、正確な契約内容とか知らない方も、私も今聞いて、知らない方もいらっしゃると思うんですけど、その情報というのは、関係各所の周知というのは行っているのでしょうか。例えば、今こういうふうになっていますという話とか、自動更新になっていますという話というのは、そういう話というのはちゃんと伝わっているのでしょうか。

こんな質問をするということは、されてないって言われる、災害協定を結んでないという方が私のところでやっぱりこう聞きますので、私もちょっと分からないということできっと答えています。ちょっとそこら辺は、周知とかというのはどうされているのかなということで、お聞きしてもよろしいでしょうか。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

こちらのほうでは言われたことはないし、契約にそういうふうに規定されておりますので、自動更新だというふうに思っているところでございます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

分かりました。ありがとうございます。

正直な話を言うと、この間あった青森県のような地震や自然災害等の有事の際に、町内業者と連携をとっていなければ、復興の遅れや町内の暮らしに関わる問題になってくると思います。

私のほうは、今回の一般質問で、私は町民代表として出ていますので、そういうふうに災害協定を結んでいるという話もしますし、こういう場でしたので、災害協定を結んでいるということで、町民の皆様には伝わっていただければと思っております。

次の質問に入ります。町長が就任されて、最低制限価格を5%下げたことにより、町内業者の落札率というのはどのようなものでしょうか。工事件数も教えていただけると助かります。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

佐々町発注の建設工事、委託業務については、令和7年9月1日以降に執行する入札から、

最低制限価格を5%引き下げる改正を行っています。

9月1日以降に入札を行った工事は29件ありまして、そのうち町内業者が落札した件数は15件となっております。町内業者が落札した15件の平均落札率は、90.23%となります。

以上です。

議長（川副 剛 君）

2番。

2番（棚橋 優汰 君）

ありがとうございます。

次の質問に移るんですけど、町内に本社、支社がない場合の、どのような税収が減るのかというのを教えていただければ助かります。建設課長、すみません、よろしくお願いします。

議長（川副 剛 君）

建設課長。

建設課長（上野 靖一郎 君）

町内の事業者が町外に移転し、町内に本社や支社がなくなった場合、主に法人町民税や固定資産税の減収が想定されます。

地元の建設業は町、地域社会と深く関わっており、地域経済・雇用を支えていただいております。町としましても、地域経済の活性化には、地元の建設業は必要不可欠であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（川副 剛 君）

2番。

2番（棚橋 優汰 君）

前の質問と重なるんですけど、件数を聞いたときに、町内業者の数が半分ぐらいになっていると。もともと入札参加は、佐々町に本社がある又は営業所があるということで、地域貢献状況の高い業者から選定になると聞いていますというか、選定要領にも書いてありましたが、今町内に本社や営業所がないところが半分ぐらい取っているのか。数字だけ見ると、取っているのかなと思います。

この政策って、いつまで続く予定なのかなということで、ちょっとお聞きしたいんですけど、町長よろしいでしょうか。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

前回の定例会でも、ほかの議員さんから同じ質問がございましたけども、来年の3月までという暫定措置ですというふうに申し上げたところです。1月になりますと、今までの状況を検討しまして、どうするかということをはっきりさせたいというふうに思っておりますし、はっきりしましたら、建設業協会の方にまたお話をさせていただきたいというふうに思っているところです。

私がやっていることについて、基本的に調整、談合ということで、官製談合ということでありましたので、今回変えて5%下げて実施しているところです。

その、全国から注目されている佐々町を改革したいという思いでやっているところですので、議員さんが直接お話をされているのかどうかというのはちょっと分かりませんが、建設業界の方がおっしゃっている状況を見たときに、同じような質問が来るのはどうかなというふうに、私は思っているところです。

やはりきちっと公正な入札制度をやっていききたいという思いで、今批判されてもやり続けている状況でございます。

発言取消し  
執行申出による

そういう状況を見て、私ははっきりとさせていきたいというふうなことで思っておりますので、公正な入札制度を確立する、電子入札を導入する、そういうことでやっております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

私個人として、すみません、町民代表じゃないです、私個人としてはっきり言うんですけど、前町長が一個人に言って、一個人が入札した。その一個人に言って業者に入札した。その業者がいっぱい取ったという話で、たまたまその取った業者が町内業者だからということで、町内業者全員が悪いという感じのことに私は聞こえるんですね。

違うんじゃないかなって私は思っております。別にこの話というのは、1社取った、町長が、結果的に言うと、1社に言ったという話で、その1社がほかに言ったわけでもないのに、その佐々町の業者がいるから、そういうふうに町内業者が悪いと言われるのは、ちょっと私も納得がいけないところもあるのかなと思います。

議 長（川副 剛 君）

2番議員。町民の代表としてここにいらっしゃるのので、個人の意見は求めていませんので、町民の代表として、議員として発言してください。

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

すみません、ちょっと感情が高ぶってしまいました。申し訳ないです。すみません。もうごめんなさいとしか言いようがないんですけど、感情が高ぶってしまいました。申し訳ないです。議事進行に迷惑かけました。

そしたら、最後の質問に移りたいと思います。

今後の町内業者との関係性、町長としてどう考えていくかというのをお聞きしたいと思っております。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

行政運営において、町内の建設業者は、インフラの整備やメンテナンス等の担い手であると

同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、大きな役割を担っていただいております。

また、先ほど答弁したとおり、昨今の大雨、台風等の災害の際には「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」により、迅速な対応をしていただいております。大変感謝しているところでございます。

このように、地元の建設業者は町と深く関わっており、社会資本整備、地域経済の維持、そして災害時の地域の守り手として不可欠な役割を担っていただいております。こうした緊急時の迅速かつ的確な対応につきましても、日頃からの健全な信頼関係によって支えられるものと思っております。

町としましても、建設業者との信頼関係は、公共工事の円滑な実施や地域経済の維持発展、そしてまちづくりにおいて不可欠な要素だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

2番。

2 番（棚橋 優汰 君）

分かりました。また、その町内業者との関係性を、今一度見直していただければと私は思っております。

最後になりますが、佐々町の可能性を広げるためには、佐々町全体の力を合わせていかなければいけませんので、立場の違いを超えて、できることから一つずつ積み重ね、よりよい佐々町につなげていくことを願い、一般質問を終わります。御清聴、誠にありがとうございました。

議 長（川副 剛 君）

以上で、2番、棚橋優汰議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（11時51分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議の前に、町長から先ほどの一般質問で発言の訂正があるとのことですので、発言を許可します。

町長。

町 長（濱野 互 君）

2番議員の質問に際しまして、ちょっと不穏当な発言を申し上げまして、2点ございました。

1点目が災害協定を結んでいる個人名を申し上げまして、佐々町長ということと建設業協会ということをお願いをしたいと、削除をお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

もう1点、いつまでするのかということで、来年の3月ということでは申しあげたんですけども、その前に、私もちょっと高ぶってしましまして、申し訳ございません。不穏当な発言をいたしまして、そこを削除していただければというふうに思っております。よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

暫時休憩します。

（13時01分 休憩）

（13時02分 再開）

— 日程第3 議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第69号 朗読）

次ページ以降は、総務課長が説明いたします。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

それでは、職員の給与に関する条例等の一部改正について、内容を御説明いたします。

今回の条例改正の内容は、令和7年8月の人事院勧告に基づく給料表の引上げ及び期末勤勉手当の支給率の引上げ、特別職の期末手当の支給率の引上げ、通勤手当の引上げとなっております。

今回の改正内容は、人事院勧告と同内容となっております。

条例改正の内容については、議案に添付しております資料により御説明させていただきます。議案書42ページをお願いいたします。

行政職給料表ですが、民間給与との格差を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る改定となっております。

今回の条例改正における行政職給料表の改定額は、8,300円から1万2,400円となっております。

なお、資料には記載しておりませんが、医療職給料表1の改定額は、1万2,700円から1万6,400円、医療職給料表2の改定額が、8,900円から1万2,400円、医療職給料表3の改定額が、8,400円から1万4,100円、再任用職の改定額が、8,300円から1万2,100円となっております。

なお、現業職給料表の改定額は、8,900円から1万2,500円となっておりますが、こちらは規則での改正となります。改正後の現業職給料表については、資料52ページ以降に添付しておりますので御確認いただければと思います。

給料の適用日につきましては令和7年4月1日とし、遡及適用いたします。

次に、期末・勤勉手当の改定でございます。

議案書43ページをお願いいたします。

43ページ上段の表を御覧いただければと思いますが、一般職については、現在、年間4.60月分の支給割合を、0.05月分引き上げて年間4.65月分とするものでございます。改定後の支給割合は、令和8年度から6月・12月ともに期末手当1.2625月分、勤勉手当1.0625月分の2.325月分、年間4.65月分となります。令和7年度分につきましては、12月の期末・勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末手当1.275月分、勤勉手当1.075月分の2.35月分となります。

次に、特別職の期末手当の改定でございます。特別職は町長、副町長、教育長、議員となります。43ページ中段の表を御覧いただければと思いますが、現在、年間3.45月分の期末手当の支給割合を、0.05月分引き上げて年間3.50月分とするものでございます。改定後の期末手当の支給割合は、令和8年度から6月・12月ともに1.75月分、年間3.50月分の支給となります。令和7年度分につきましては、12月分の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、1.775月分となります。

次に、再任用職の期末・勤勉手当の改定でございます。43ページ下段の表を御覧いただければと思いますが、現在、年間2.40月分の支給割合を、0.05月分引き上げて年間2.45月分とするものでございます。改定後の支給割合は、令和8年度から6月・12月ともに期末手当0.7125月分、勤勉手当0.5125月分の1.225月分、年間2.45月分となります。令和7年度分につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末手当0.725月分、勤勉手当0.525月分の1.25月分となります。

議案書44ページをお願いいたします。

上段に記載しております会計年度任用職員の給料改定ですが、常勤職員の給与の取扱いに準じて改定するよう示されておりますので、常勤職員と同様に、令和7年4月1日に遡及し、適用いたします。

また、中段の今回の条例改正に伴う影響額ですが、全会計で約4,100万円となっております。参考までに、過去の人事院勧告の内容を記載しております。

議案書45ページをお願いいたします。

今回の人事院勧告では、通勤手当についても勧告が行われており、45ページ左側の表にありますとおり、10キロメートル以上15キロメートル未満から60キロメートル以上の区分までの通勤手当の引上げを行うものでございます。こちらにつきましては、令和7年4月1日に遡及して適用いたします。

また、45ページ右側の表のとおり、令和8年4月1日から、60キロメートル以上の区分を詳細化しまして、60キロメートル以上65キロメートル未満の区分から5キロメートル単位で100キロメートル以上までの区分を新設いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加え

る。

第1条の改正内容は、条例第14条が、通勤手当の10キロメートル以上15キロメートル未満から60キロメートル以上の区分の金額を引き上げる改正。

条例第21条が、令和7年12月支給の一般職の期末手当を1.275月分に、再任用職の期末手当を0.725月分に引き上げる改正。

条例第22条が、令和7年12月支給の一般職の勤勉手当を1.075月分に、再任用職の勤勉手当を0.525月分に引き上げる改正でございます。

第1条の改正は、給料及び通勤手当に係るものについて、令和7年4月1日まで遡及して適用することとなり、期末勤勉手当に係るものについては、令和7年12月1日まで遡及して適用することになります。

5ページから31ページまでが給料表の新旧対照表ですので、御確認いただければと思います。次に、議案書32ページをお願いいたします。

第2条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらにつきましては朗読を省略させていただきます。

第2条の改正内容は、令和7年12月支給分の町長、副町長の期末手当の支給割合を1.725月分から1.775月分へ引き上げる改正でございます。

第2条の改正内容は、令和7年12月1日に遡及して適用することとなります。

次に、議案書33ページをお願いいたします。

佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第3条の改正内容は、令和7年12月支給分の教育長の期末手当の支給割合を1.725月分から1.775月分へ引き上げる改正でございます。

第3条の改正内容も令和7年12月1日に遡及して適用することとなります。

議案書34ページをお願いいたします。

第4条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第4条の改正内容は、令和7年12月支給分の議員の期末手当の支給割合を1.725月分から1.775月分へ引き上げる改正でございます。

第4条の改正内容も令和7年12月1日に遡及して適用することとなります。

議案書35ページをお願いいたします。

第5条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちら朗読は省略させていただきます。

第5条の改正内容は、条例第14条が通勤手当の60キロメートルを超える距離の区分を詳細化する改正。

条例第21条が、令和8年度からの期末手当を、一般職が6月・12月支給分ともに1.2625月分に、再任用職が6月・12月支給分ともに0.7125月分にする改正。

条例第22条が、令和8年度からの勤勉手当を、一般職が6月・12月支給分ともに1.0625月分に、再任用職が6月・12月支給分ともに0.5125月分に改正するものです。

第5条の改正内容につきましては、令和8年4月1日施行となります。

議案書38ページをお願いいたします。

第6条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のよ

うに改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第6条の改正内容は、町長、副町長の令和8年度からの期末手当を6月・12月支給分ともに1.75月分とする改正でございます。

第6条の改正内容も令和8年4月1日施行となります。

39ページをお願いいたします。

第7条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第7条の改正内容は、教育長の令和8年度からの期末手当を6月・12月支給分ともに1.75月分とする改正でございます。

第7条の改正内容も令和8年4月1日施行となります。

議案書40ページをお願いいたします。

第8条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらも朗読は省略させていただきます。

第8条の改正内容は、議員の令和8年度からの期末手当を6月・12月支給分ともに1.75月分とする改正でございます。

第8条の改正内容も令和8年4月1日施行となります。

附則。施行期日等。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

適用。第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3項、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例（次項において「改正後の町長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（次項において「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

給与の内払。第4項、改正後の給与条例、改正後の町長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定若しくは第4条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の町長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定若しくは改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。  
これから採決を行います。議案第69号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第70号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第4、議案第70号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第70号 朗読）

次ページ以降は、住民福祉課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、まず、4ページの資料で御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

まず、改正理由です。

今、提案理由にもありましたとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されましたので、これに伴いまして、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われましたので、本町の条例を改正するものです。

家庭的保育事業等は、定員1名から5名の保育を実施する施設となります。本町には該当する施設はございませんが、国の改正に合わせて関係条文の整理を行うものです。

2番目の改正法律の内容になります。

家庭的保育事業等は、利用乳幼児に対し、利用開始時に健康診断、少なくとも1年に2回の

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に定める健康診断に準じて行わなければならないとされておりますけども、この規定にかかわらず、これまで児童相談所等において利用開始前に行われた健康診断が、利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合に、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるとされておりました。

今回、これに加えて、母子保健法に定める健康診査の内容が、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ保育所等の長等がその結果を把握するときは、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるとされたものです。

3番目、本町条例の改正内容となります。

本町条例の第18条の利用乳幼児及び職員の健康診断の条項の関係条文の整理となります。

それから4番目、施行日です。公布の日となります。

次ページ、5ページを御覧ください。

こちらにつきましては、家庭的保育事業など特定地域型保育事業の概要をまとめておりますので参考に御覧下さい。

それでは、2ページをお願いいたします。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

新旧対照表を御覧ください。

第18条、利用乳幼児及び職員の健康診断の18条第2項が改正になります。

改正前部分の1行目の後段から、「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を、改正後に、「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）に改めます。

それから、5行目になります。「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」のところを改正後、「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改めます。

3ページを御覧ください。1行目の「利用開始時の」を、「同欄に掲げる」に改めます。

それから、次の2行目の後段から「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改めるものです。

それから、同項に次の表を加えるものです。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。  
これから質疑を行います。  
8番。

8 番（永田 勝美 君）

内容的には、佐々町内には当該施設はないというものだというふうにお聞きしておりましたので、特別に何か実害が出るという、実害というか変更点があるということではないんですが、1点だけちょっと確認したいことがあります。この条例の資料で言いますと3ページのところに、改正前も改正後もなんですけれども、家庭的保育事業者は最後に結果を把握しなければならないというふうになっていますよね。具体的な把握の方法というのはどういうふうにするのか。要するに児童相談所だとか、それぞれの健診結果というのはそれぞれ個人情報も加わるんではないかなと思うので、そのあたりの情報はどうやって把握するのかということについて確認しておきたいと思います。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今、議員さんがおっしゃった点につきましては、国のほうからの通知も来ておまして、当該健康診査に、内容にかかる情報提供につきましては、保護者の同意を得て把握をするようにということで通知が来ておりますので、そのような取扱いになると思います。

議 長（川副 剛 君）

8番。

8 番（永田 勝美 君）

そうであれば、要するに保護者の同意を得て、例えば、児童相談所だとかそれぞれの当該施設に情報提供を求めるということで、それに対して、逆にその健診をやったほうの施設のほうは、情報を提供しなければならないというふうになるんですか。ちょっとそのあたりの関係が、普通、例えば一般の医療機関だとその命令がない限りは、法に基づく命令がない限りは健診情報であっても出しませんよね、個人情報である場合は。だから、その場合にそのあたりの関係性というのがちょっとよく分からないんですけれども。

議 長（川副 剛 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

すみません、その点につきましては、今、国からこの健康診断についてということで、先ほど私が説明した文章でしか今確認を取れていませんので、今後そのあたりをきちんと調べて対応したいと思います。

議 長（川副 剛 君）

ほかに質疑あられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第70号 佐々町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第71号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第5、議案第71号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第71号 朗読）

2ページ以降は、保険環境課長が説明をいたします。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、まず、資料を基に改正内容の説明をさせていただきたいと思います。

4ページを御覧下さい。

クリーンセンター手数料等の改定についてとしました資料になります。手数料等の改正内容についてですが、今回大きく3つの改正がございます。

まず、①ごみ袋についてですが、現在、可燃ごみを入れていただく青色の指定袋、これが大と小の2種類ございますが、新たに特小を作成・追加したいと思っております。手数料は1枚当たり20円です。

また、現在、不燃物ガラス類を入れていただく桃色の袋、それから、不燃物金属類を入れていただく緑色の袋がございますが、これを一本化し、不燃物ガラス類・金属類の緑色の袋といたします。これまで分けて出していた不燃物のガラス類と金属類を1つの袋で出していただけられるようになります。

なお、現在、御家庭や販売店の店頭にあります現行の袋につきましては、施行期日以降も新しい取扱いで御使用いただけるように周知を行っていきたいと考えております。料金について

は、現行のまま1枚当たり50円に変更はございません。

いずれも新年度予算で新しい袋を作成したいと考えており、入札、発注、製作、納品にかかる時間等を考慮しまして、施行期日は令和8年7月1日とさせていただきます。

次に、②としました持込み手数料についてですが、現在クリーンセンターへ直接持ち込まれるごみについては、一般家庭は10キロごと40円、事業所は10キロごと80円の手数をいただいております。この料金については、平成8年にクリーンセンターが現地に開設して以来、これまで一度も改定がされておりませんで、現状の処理費用に応じた負担、それから、周辺自治体における料金設定等を考慮し、今回見直しをさせていただくものです。

改定料金については、一般家庭・事業所ともに30キロまで300円、30キロを超え10キロごと100円へ改めたいと思っております。なお、一般家庭については、令和10年6月末までの2年間を経過措置として30キロまで240円、30キロを超え10キロごと80円といたします。こちらも周知期間をとりまして、施行期日は令和8年7月1日とさせていただきます。

次に、③紙おむつの無料回収です。これは条例等の改正はございませんが、町内の子育て世帯、介護世帯の支援を目的として新規に行う事業になります。

内容としましては、これまで可燃ごみとして青色の袋に入れて出していた使用済みの紙おむつを、レジ袋などの半透明の袋に入れていただきまして、表に「おむつ」と書いていただき、ごみボックスに出していただくことで、通常どおりごみ回収を行うようになるものです。この回収の対象につきましては一般家庭のみとしまして、病院や施設については対象外というふうにさせていただきます。こちらも周知期間をとりまして、施行期日は令和8年7月1日とさせていただきます。

次の5ページにつきましては、この3つの事業についてのスケジュールを載せておりますので、あともって御確認をいただければと思います。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、2ページ目をお願いいたします。

佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成22年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

資料で御説明しました内容について、別表第2（第12条関係）ということになりますけども、こちらのほうで改正のほうをさせていただきます。

改正後、可燃物（青色の袋）について、特小20円を追加いたします。

改正前、不燃物・ガラス類（桃色の袋）、不燃物・金属類（緑色の袋）、2種類ございますが、改正後、不燃物・ガラス類・金属類（緑色の袋）へ一本化いたします。

次のページをお願いいたします。

持込み手数料については、一般家庭、事業所それぞれ規定しています。改定前、一般家庭は10キロまで40円、10キロ超10キロごと40円でしたが、改正後、10キロまで300円、30キロ超10キロごと100円といたします。事業所は改定前、10キロまで80円、10キロ超10キロごと80円でしたが、改正後、30キロまで300円、30キロ超10キロごと100円といたします。

新旧対照表の下、附則でございますが、第1項、施行期日を令和8年7月1日、第2項は、一般家庭の持込み手数料の経過措置について規定しております。

説明については、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。  
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第71号 佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。（「議長、よろしいですか、クリーンセンターの件で」の声あり）

もう採決を採りましたので。（「ちょっと確認したいことがあるので。」の声あり）いや、もう終わっていますので。できませんので御了承ください。

— 日程第6 議案第72号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（川副 剛 君）

日程第6、議案第72号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第72号 朗読）

2ページ以降は、保険環境課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

議案第72号について、こちら資料を基に改正の内容のほうを先に説明させていただきたいと思っております。

10ページを御覧ください。

資料上段の改正の経緯です。本町国民健康保険財政を運営するにあたり、これまで歳入の不足分を財政調整基金を取り崩すことで運営をしてまいりましたが、令和8年度にはこの基金が枯渇する見込みであることから、本町国民健康保険が今後も安定して運営するため、国民健康保険税率の改正を提案させていただくものです。

中段の改正の概要です。

今回、改正を提案する税率につきましては、県が毎年度、市町ごとに示します標準保険税率と、現行の本町保険税率の中間程度になる率を設定させていただいております。

下段の改正の内容です。左側の表が今回提案する改正税率を改正後、現行税率を改正前、その差を比較しまして載せております。課税区分ごとに載せたものになります。

右側上段の表は、1人当たり年間保険税額の比較表になっておりまして、改正後の保険税額は、現行と比べまして年間1万7,945円増となることを見込んでおります。

その下の表は来年度、令和8年度末に保険税率改正前後の基金残高、保険税収入見込みを記載した表になっておりまして、税率改定しなかった場合、現在約2,300万円ある基金残高がなくなり、約2,800万円の赤字になることを表しております。

税率改定した場合、保険税収は、しなかった場合と比較して、約4,100万円増となることを見込んでおります。

次の11ページ以降は、先月開催されました総務厚生委員会へ提出、御説明しました資料と同じになりますが、11ページにありますとおり、当初、①から④まで4つの案を改定税率として検討してまいりましたが、最終的に四角囲みをしています②案に決定をしたところです。

この決定にあたりましては、町長の諮問機関であります国民健康保険運営協議会に諮りまして審議・検討を重ねていただき、13ページ、14ページにございますとおり、答申をいただいております。この答申を受け、庁内協議を行いまして、最終的な改定税率を②案と決定したのになります。

15ページ以降につきましては、参考として県下市町の比較を載せておりますので、あともって御確認いただければと思います。

それでは、ページを戻っていただきまして議案書の2ページをお願いいたします。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表の下線がある部分が、今回改正させていただく税率・税額の部分になりますが、変更となります箇所がたくさんございますので、各数値の読み上げは省略させていただきまして、各項目の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第3条ですが、基礎課税額分の所得割の率を規定しております。被保険者の所得に応じて課税される分になります。

次に、第5条が基礎課税分の均等割になります。被保険者の人数に応じて課税される分になります。

次に、第5条の2が基礎課税分の平等割になります。被保険者の世帯に対して課税される分になります。第1号が一般世帯分、次の3ページになりますが、第2号が特定世帯分になります。この特定世帯といいますのは、例えば、高齢の御夫妻が国保世帯でいらして、御主人が75歳になられ後期高齢者医療に移行されることで、奥様お一人のみが国保世帯になる状態の世帯を指しておりまして、5年間に限り特定世帯として平等割を2分の1軽減するものです。

次に、第3号が特定継続世帯分ですが、前号の特定世帯の5年経過後、6年目から8年目までの3年間、特定世帯よりも軽減が小さくなりますが、平等割を4分の1軽減するものになっております。

その下、第6条は後期高齢者支援金分の所得割、第7条は後期高齢者支援分の均等割、第7

条の2は後期高齢者支援金分の平等割になっております。

4ページをお願いいたします。

第8条が介護納付金分の所得割になります。

その下、第9条が介護納付金分の均等割、第9条の2が介護納付金分の平等割ですが、介護納付金分には特定世帯、特定継続世帯分の区分はございません。

次に、4ページ中段から9ページまでに渡りまして、第21条ということになりますが、保険税の減額に関する規定となっております。7割、5割、2割と国保世帯の被保険者数や所得に応じて均等割、平等割の軽減がされるものです。

第1項第1号が、4ページから6ページに渡っておりますが、7割軽減の規定になっておりまして、5ページのアが基礎課税分の均等割、イが基礎課税分の平等割、①が一般世帯分、②が特定世帯分、③が特定継続世帯分になっております。その下、ウが後期高齢者支援金分の均等割、エが後期高齢者支援金分の平等割です。その下、オが次の6ページまでに渡りますが、介護納付金分の均等割、カが介護納付金分の平等割の規定になっております。

その下、第2号から7ページまでに渡りますが、5割軽減、その下、8ページまでに渡りますが、2割軽減の規定になっておりまして、第1号の7割軽減と同様に、それぞれ軽減額を規定しております。

8ページ、第2項は未就学児の均等割、2分の1軽減に係る規定になっております。第1号が基礎課税分の均等割で、アは7割軽減、イは5割軽減、ウは2割軽減、エは軽減該当しない場合の規定になっております。

第2号が後期高齢者支援金分の均等割で、アは7割軽減、イは5割軽減、9ページになりますが、ウは2割軽減、エは軽減に該当しない場合の規定となっております。

最後に、第25条ですが、今回の税率改定とは関係ありませんが、「すべて」の表記について、改正前、平仮名書きをしておりましたが、例規上の規定では漢字書きとするのが正しいということで、今回、漢字に改めております。

新旧対照表の下、附則になります。施行期日を令和8年4月1日、適用区分を令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については従前の例による旨を規定しております。

説明については以上です。よろしく願いいたします。

## 議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

8番。

## 8 番（永田 勝美 君）

今回の国保財政の悪化の要因について説明をしていただきたいということと、それから改善される、要するに今回の引上げ額の案というのは、1期あたり4,700円ぐらいになりますね、4,500円か。年間で4万4,000円ぐらいの引上げというふうになっていますから、10期で計算すると4,400円ぐらいの引上げということになる。要するに、ほぼ毎月4千数百円負担が増えるということになるわけですね、来年の4月から。この物価高が非常に厳しくて物価高対策が叫ばれているときに、こんな値上げというのは何としてもやっぱり避けるべきではないだろうかとは思います。その際、その要因が、今回の要因はどういうことだったのかなということと、それから、あと国、県に対してこの指導といいますか、今、県単位化というふうに言っていますよね。保険料を県単位化にして、それで保険料を統一するというふうな動きもありますよね。そうすると、さらに引き上がるのかなど。資料を見ますと、佐々町は引き上げたとしても、ま

だ県内では順位は低いほうですよ。大きい自治体では非常に高いところもありますから、全体として県単位化で保険料を統一という動きになると、更に引き上がるということではないかなと思うんです。全体としては、国、県の支援というのは大体どうなっているんだろうというのを素朴に思うわけですけども、そのあたりについて少し御説明いただけますか。

議長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、今回、税率改定をさせていただくことになりました要因についてですけども、議員も御承知のように、平成30年度から国保財政運営の都道府県化ということで、財政運営の主体を県が担うようになりまして、本町はそれに伴う納付金というのを県のほうに納めるようになっております。この納付金については、県下の市町国保の給付に要する費用を、市町の規模に応じて納付金として負担するというものになっておりますので、これを本町は、これまで激変緩和措置というものが令和5年度までありまして、それに応じた軽減を受けながら、基金を運用しながら運営のほうを行ってきたわけでございますけれども、令和6年度になりまして、この激変緩和措置が終了し、その分の納付金の負担というのが増えているというようところで基金の取崩しの額が大きくなっております。先ほど御説明したように、基金の残高で今回賄うことが令和8年度にはできなくなるということで、今回、令和8年度の税率改定を提案させていただくものです。

それから、国、県からの支援というようなお話ですけども、法定された公費ということで給付に要する費用ですとか、保険税の軽減に対する部分の費用の負担というのは国、県、それから町のほうからということでいただく分がございますけれども、この負担率については、他の保険に比べても国保が高くなっているというのは国も認識しているところでございまして、全国知事会と地方団体が、こういったところの改善に向けた取組を今後進めてもらいたいというような話をされておまして、本町といたしましても、そういったところを強く今後要望していきたいと考えております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

8番。

8番（永田 勝美 君）

改めて、都道府県単位化にすれば、結局、保険料の引上げにつながるのではないかとということで、私は都道府県単位化には一貫して反対をしてまいりました。それで、要するに高いところの都市部の保険料の負担を、地方の小さい町のかなり努力をして保険料を引き下げてきた自治体が負担せないかんという仕組みは反対です、ということを申し上げてきたんですが、結局、納付金がどんどん増えていって、それで納付金が増えたことによって、今年、前年度で3,000万円近くでしたか、新たな納付金が増えたということになって、そのことを要因にして基金がなくなると、だから引上げですというのは到底受け入れられないというふうに私は思うんですけども、国保運営協議会が、県の国保の協議会があると思うんですけども、そこではどういう議論がされているんですか。その激変緩和を、しかもこの時期になくすということについて、そんなこともう黙って聞いてきたのかと簡単に言うと、私は思うんです。

要するに、町としてはそういう財政見通しははっきりしているわけだから、このままいけばお金が足りなくなるというのははっきりしているわけでしょう。そしたら、じゃあ、住民の負

担を増やさないためには一般会計から繰入れしかない。そうすると、一般会計から繰入れしたら、結局、その分についてはペナルティーをかけて、国県からの交付金等を減らすと、そういうことがまかり通るのかと。結局、その仕組みとしては、引上げの制度をつくっておいて、引き上げる仕組みをつくっておいて、それでこういう流れになってきているのではないかと私は思うんです。

ですから、要するに国県の、県の国保運営協議会ではどういう議論がされているのか。もう淡々と指示があるとおりに払うということによって来ているのか、町長、そのあたりいかがですか。

議 長（川副 剛 君）  
町長。

町 長（濱野 互 君）

議員がおっしゃる気持ちは分かります。ただ、保険制度でございますので、やはり佐々町が今度医療費が大きくなったときは、皆さんかほかの自治体が負担するというような制度で都道府県化された、そういう状況でございます。今、佐々町においては医療費が少ないんですけども、大きくなったときにはそういうことがあるということを思っただけだと思います。

生命保険で考えていただければ、ずっと健康なのに保険料を払わないといけないと、そういうことだと思いますので御理解をいただければと思います。

それと、国保運営協議会の県の、まだ実施されておらずで、私がまだ出席をいたしておりません。恐らく県下で持ち合う国保制度ですので、非常に言いにくい発言かなというふうには思いますけども、次回出席しましたらその辺は申し上げてみたいと思います。

ただ、県のほうと自治体とあわせて、今、未就学児の2分の1助成については、これを国に上げております、拡大してほしいと。未就学児だけじゃなくて、小中高生にも適用してほしいというようなことは要望活動しておりますけれども、この辺についての制度について、意見がどれだけ事務局のほうで採用していただくかというのは、ちょっと出席してみないと分からない状況でございます。

議 長（川副 剛 君）  
8番。

8 番（永田 勝美 君）

今、町長がおっしゃいましたが、いわゆる一般の生命保険と同じ保険システムというのは、確かに公的保険でも保険システムでは保険システムなんですけれども、やっぱり民間保険と違うところは公的保険ですから、いわゆる社会保険、公的保険というのは、要するに国、県、自治体が、その分について、過度な負担にならないようにカバーするというのがついているのが、いわゆる単純な助け合いではないんです。国や県の運営責任というのがあるわけですから、国民に皆保険制度を保障する上で、国は国保に対してずっと補助金を出しているんです。今も出していますよね。要するに、かつてはこれが45%、国運営費の45%を負担していたのが、今や20%台ですよ、国の負担は。だから国が負担を減らしてきたから、各自治体の負担というのは非常に大きくなってきたし、そして、更に国民負担が増えてきたというのが事実だと思うんです。ですから、全国知事会も要するに国保の費用改善のために、新たに国に対して3兆円ですか、新たな給付をせよ、ということをお願いしたことがありましたね、ここ二、三年前に。ですから、そういうことをやっているのに、国が結局そういう給付を増やさないと、国の負担を増やさないと、結局、そのしわ寄せはどこに来るかということ、自治体とそれから保険者のところに、被保険者のところに来るわけです。ですから、町の立場というのは非常に厳しい立場

だとは理解します。しかし、要はやはり被保険者の利益を守ると、被保険者を守るということがやはり町政としては求められるのではないだろうかというふうに考えて、ぜひともこの今回の引上げについては、改めて見直していただきたいということを述べつつ、更に1つ伺いたいのは、先ほど町長が言及されましたが、いわゆる未就学時の均等割については国が半分負担して、そして、その残り負担を半額負担になったと、ですから、私はせめてその残り半額残った分については、町のいわゆる国保財政の中から、国保財政の中で、金額的には85万円程度というふうに試算されていましたから、それだったら国保財政、幾ら基金が少なくなったとはいえ、85万円程度だったら何とかなるでしょうということを申し上げたんですが、それも県統一ということを盾にして、それで実際には県統一になっていないんだけど、前の町長はずっとこれ否定されました。ですから、結局、国保税は上がったけれどもいいことは一つもないというのが被保険者の立場です。しかも、この物価高の中で、本当にこんな値上げというのがあっていいのかと。しかも今度はその均等割も上がるんです。均等割も上がるという条例案になりますから、均等割も上がるということは赤ちゃんからその負担が増えるということなんです。もう生まれたての、ことし生まれた赤ちゃんは来年4月には国保の均等割がかかるわけですから。だから、本当に、その内容的にはやっぱり非常に極めて不十分な条例改正案だと私は思います。御意見があれば伺いたいと思います。

議 長（川副 剛 君）  
町長。

町 長（濱野 互 君）

前も国保税率改定について上程させていただいて、その時には見送りというような形でしてきましたけども、今回どうしても赤字になってしまうというのがもう見えてきておりますので、今まで基金でなんとかやりくりしてきましたけども、どうしようもない状況でございますので、そこの辺はどうぞ御理解をいただきたいと、お気持ちは分かります。でも、行政としては健全な運用をしていかないといけないという状況でございますので、御理解をいただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長（川副 剛 君）  
ほかに質疑あられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
8番。

8 番（永田 勝美 君）

今回の条例改正については、反対の立場で討論させていただきます。

質疑を通して明らかになりましたが、現状の悪化の直接的な要因は、県単位化に伴う県への拠出金増によるものであり、町のいわゆる運営に瑕疵があったというものではない、町の責任ではないというふうに思います。

私は県単位化については、人口の多い、赤字の多い、大きな自治体の保険料のツケが、地方の医療機会にも恵まれない自治体にもしわ寄せが来るものとして、反対するというのを申し上げてきましたが、これは強行されて今も続けてきています。

佐々町独自で努力を続け、健康づくりや受診の治療率を引き下げる努力などもやってきた中で蓄えてきた基金が、こういう形で減損していくというのは本当にやるせない気持ちでございます。

やはり、各地で県単位化に伴う国保税の引上げが続出しているというような状況もお聞きしています。こうした、結果的には負担を町民にしわ寄せする、そういう結果となります。时期的にも、この時期にこの物価高騰が続き、政府も物価高騰対策をやる、給付金を3,000円、5,000円の給付金をやるというふうに配ろうという検討をしている中で、本当に5,000円近く、4,700円も1か月に上がるというのは、やっぱりこれはもう容認できないと私は思います。

以上で、反対討論といたします。

**議 長（川副 剛 君）**

ほか、討論のあらわれる方。

5 番。

**5 番（中川 由美恵 君）**

議案第72号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

まず、申し上げたいのは、現在、物価高騰や生活費の上昇など厳しい経済状況にあって、国民健康保険税の引上げに対して多くの町民の皆様が容易に納得できないお気持ちを抱かれるであろうという点があります。その思いに対して、私自身も強く共感するものであります。

しかし、今回の条例改正は、町民にさらなる負担を求めること自体を目的とするものではなく、国民健康保険を持続可能な制度として維持していくため、やむを得ず行われる措置でもあります。制度を維持し、将来も安心して医療を受けられる環境を守るためには、運営上、致し方ない判断であると考えます。だからこそ、今後はこれまで以上に医療費の抑制や予防事業の充実などに取り組み、町民の皆様の負担が少しでも軽くなるように行政には努力を重ねていただきたいと思っております。

苦渋の選択ではありますが、国民健康保険制度を守る責任を考え、本条例改正に賛成するものであります。

以上を申し上げまして賛成討論といたします。

**議 長（川副 剛 君）**

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第72号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、本案は可決されました。

しばらく休憩します。

（14時12分 休憩）

（14時25分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議の前に、町長から先ほどの議案第72号での発言の訂正があるとのことですので許可いたします。

町長。

町 長（濱野 互 君）

すみません、国保税条例の改正について、8番議員から質問された時の国保運営協議会の委員には私はなっておりませんで、県のほうが運営協議会の委員を任命されると思いますけども、その時に私が思ったのは、国民健康保険団体連合会、国保連合会、その会議で市町の首長がそろうのではないかという思いで申し上げたところでございます。訂正をさせていただきたいと思います。国保運営協議会を国保団体連合会に訂正をお願いしたいと思います。すみません。

議 長（川副 剛 君）

8番議員、よろしいでしょうか。

では、続けます。

— 日程第7 議案第73号 令和7年度 佐々町一般会計補正予算（第6号） —

議 長（川副 剛 君）

日程第7、議案第73号 令和7年度佐々町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第73号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。1款町税、補正額3,770万円、計16億7,893万9,000円。1項町民税、補正額4,600万円、計7億9,820万1,000円。2項固定資産税、補正額200万円、計7億590万8,000円。3項軽自動車税、補正額270万円、計6,083万円。4項町たばこ税、補正額、減額1,300万円、計1億1,400万円。

12款分担金及び負担金、補正額424万9,000円、計4,155万9,000円。1項負担金、補正額424万6,000円、計3,962万1,000円、2項分担金、補正額3,000円、計193万8,000円。

13款使用料及び手数料、補正額、減額2万3,000円、計1億9,509万6,000円。1項使用料、補正額、減額2万3,000円、計1億5,227万4,000円。

14款国庫支出金、補正額、減額729万円、計12億4,935万6,000円。1項国庫負担金、補正額1,929

万5,000円、計10億1,493万9,000円。2項国庫補助金、補正額、減額2,670万4,000円、計2億3,073万6,000円。3項委託金、補正額11万9,000円、計368万1,000円。

15款県支出金、補正額、減額2,306万5,000円、計6億9,304万1,000円。1項県負担金、補正額、減額228万5,000円、計4億493万6,000円。2項県補助金、補正額、減額2,101万5,000円、計2億3,310万1,000円。3項委託金、補正額23万5,000円、計5,500万4,000円。

16款財産収入、補正額473万8,000円、計3,582万8,000円。1項財産運用収入、補正額397万2,000円、計2,642万7,000円。2項財産売却収入、補正額76万6,000円、計940万1,000円。

17款寄附金、補正額2,100万円、計1億100万3,000円。1項寄附金、補正額、計とも同額です。

3ページをお願いいたします。

18款繰入金、補正額、減額7,349万円、計5億1,161万5,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額、減額931万1,000円、計1億9,768万4,000円。2項預金利子、補正額2万4,000円、計8万5,000円。4項雑入、補正額、減額897万3,000円、計1億3,043万9,000円。5項受託事業収入、補正額、減額36万2,000円、計1,616万円。

21款町債、補正額、減額300万円、計3億8,770万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額4,849万2,000円、計79億7,439万4,000円。

4ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、補正額、減額156万6,000円、計8,736万5,000円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額、減額989万円、計12億9,803万5,000円。1項総務管理費、補正額、減額1,482万9,000円、計10億6,519万8,000円。2項徴税费、補正額187万5,000円、計1億30万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額282万9,000円、計8,035万9,000円。4項選挙費、補正額7万2,000円、計4,217万5,000円。5項統計調査費、補正額16万3,000円、計747万2,000円。

3款民生費、補正額2,463万8,000円、計25億9,448万3,000円。1項社会福祉費、補正額、減額2,196万5,000円、計11億4,847万4,000円。2項児童福祉費、補正額4,660万3,000円、計14億4,580万9,000円。

4款衛生費、補正額、減額3,038万円、計8億466万2,000円。1項保健衛生費、補正額、減額1,118万7,000円、計5億1,596万5,000円。2項清掃費、補正額、減額1,919万3,000円、計2億8,219万7,000円。

5款労働費、補正額1万1,000円、計49万2,000円。1項労働諸費、補正額、計とも同額です。

6款農林水産業費、補正額409万9,000円、計2億1,913万7,000円。1項農業費、補正額413万6,000円、計2億1,169万7,000円。2項林業費、補正額、減額3万7,000円、計724万円。

7款商工費、補正額、減額89万6,000円、計8,911万3,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額、減額3,147万6,000円、計9億6,717万5,000円。1項土木管理費、補正額620万8,000円、計9,955万9,000円。2項道路橋梁費、補正額、減額4,085万9,000円、計2億3,936万7,000円。

5ページをお願いいたします。

5項都市計画費、補正額、減額260万3,000円、計4億8,358万7,000円。6項住宅費、補正額577万8,000円、計9,383万9,000円。

9款消防費、補正額、減額73万9,000円、計2億4,171万2,000円。1項消防費、補正額、計とも同額です。

10款教育費、補正額、減額3,334万2,000円、計7億8,497万9,000円。1項教育総務費、補正額78万3,000円、計1億3,568万円。2項小学校費、補正額、減額1,792万円、計2億4,033万1,000円。3項中学校費、補正額、減額992万6,000円、計1億3,356万6,000円。4項幼稚園費、補正

額、減額1,326万2,000円、計9,091万3,000円。5項社会教育費、補正額642万7,000円、計1億3,768万円。6項保健体育費、補正額55万6,000円、計4,680万9,000円。

11款災害復旧費、補正額2,290万円、計4,864万7,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額130万円、計1,283万8,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額2,160万円、計3,580万9,000円。

12款公債費、補正額、減額382万2,000円、計5億4,962万7,000円。1項公債費、補正額、計とも同額です。

13款諸支出金、補正額1,197万1,000円、計2億7,989万2,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額4,849万2,000円、計79億7,439万4,000円。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正。

追加。3款民生費1項社会福祉費、事業名、地域福祉支援システム標準化対応事業、金額241万5,000円。これにつきましては、地方公共団体における基幹業務システムの統一標準化に伴いまして、この地域福祉支援システム標準化対応業務委託を、令和7年8月に契約を締結いたしましたけれども、本町のシステム標準化の切替えが、令和8年9月に完了する見込みとなったため、今回繰越しを計上させていただいております。

完了見込みは令和8年9月になっております。

続きまして、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、7年災農地等災害復旧事業、金額130万円。これにつきましては、ことしの8月豪雨により被災しました農地1件と施設1件の、この災害査定が11月に実施されまして、今年度の標準工期による年度内完成が困難となったため、繰越しを計上させていただいております。場所につきましては、市瀬免の古田地区に田んぼと水路というものでございます。令和8年1月下旬の発注見込みで、令和8年4月中旬の完成見込みとなっております。

続きまして、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、7年災公共土木施設災害復旧事業、金額2,170万円。こちらにつきましても、8月豪雨の被災に伴うものでございまして、災害査定の日程から年度内竣工の工期の確保が困難となったため、繰越しを計上させていただいております。こちらにつきましては、令和8年1月下旬の発注見込みで、令和8年8月下旬の完成見込みとなっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正。

追加。事項、戸籍総合システム機器購入費、期間、令和8年度、限度額162万5,000円。これにつきましては、令和8年7月に更改予定の戸籍総合システムの機器ということで、これは5年ごとに更新をしておるものでございます。機器の設置は令和8年度になりますけれども、調達期間並びに設定期間を考慮した結果、この令和8年2月から3月に入札を行い、3月に契約を行いたいというところから、今回債務負担行為の計上をさせていただいているところでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。

追加。起債の目的、(災害復旧事業債)7年債河川等災害復旧事業、限度額1,100万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

これにつきましては、先ほどの災害復旧事業の分でございますけれども、補助の工事分として480万円、単独の工事分として220万円、それから測量設計業務委託分として400万円、合わせて1,100万円の地方債の計上をさせていただきます。

続いて、中段の変更になります。

起債の目的、（公共事業等債）公園施設長寿命化対策事業、補正前、限度額780万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。補正後の限度額が890万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

こちらにつきましては、千本公園のトイレ解体、新築の設計とフェンス更新工事の追加によるもので、追加の110万円を計上させていただきます。充当率は90%、交付税措置が22.2%という起債になっております。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（中学校B棟屋上防水事業）。補正前、限度額110万円、補正後の限度額120万円。これは、実施設計業務の増に伴う増額ということで計上させていただきます。この公共施設等適正管理推進事業債は、充当率が90%、交付税措置が46%の起債となっております。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（公民館空調設備改修事業）。補正前、限度額290万円、補正後、限度額260万円。これについては工事完了に伴う減ということになっております。

続きまして、起債の目的、（災害復旧事業債）7年災農地等災害復旧事業。補正前、限度額260万円、補正後の限度額310万円。これにつきましては、農業用施設災害復旧工事での増額ということになっております。

続きまして、起債の目的、（緊急防災・減災事業債）消防詰所新築事業。補正前、限度額480万円、補正後、限度額490万円。これは7分団消防詰所の建築確認申請等手数料分の増額ということになっております。この緊急防災・減災事業債は、充当率100%、交付税が70%という起債になっております。

最後、下段の廃止になります。起債の目的、（公共事業等債）橋梁長寿命化対策事業。限度額1,550万円。これにつきましては、佐々橋の補修工事などの橋梁長寿命化の分になりますけれども、国庫補助金の内示がつかなかったためにこの事業実施年度の変更ということで、今回のこの12月補正時点では減額、廃止ということで計上をさせていただきます。

続いて、9ページ、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛させていただきます。

今回の補正予算につきましては、決算を見越した補正としておりまして、主なものとして、障害児通所給付費や保育園等の施設型給付費に係る経費などの追加補正を計上している一方、障害者自立支援給付費の見込みによる減額、それから、クリーンセンター基幹的設備改良事業完成後の稼働による使用量や排出量の見込みによる物件費の減額、それから、児童生徒用ノートパソコンの執行見込みによる減額などを計上しております。また、人事院勧告に伴う職員、会計年度任用職員、特別職の給与改定による人件費の増額や、ふるさと応援寄附金の見込み増に伴う事業費の増額などを計上しております。

そのほか歳入におきましては、町税の決算見込みに伴う増額や国県補助金の内示減による調整、基金繰入金の減額補正などが主なものとなっております。

さらに先ほど申しましたとおり、8月豪雨による農地及び農業用施設並びに道路、河川の災害復旧に係る事業費を計上しております。

それでは、予算書の11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

町民税の1目個人、3,200万円を計上しておりますけれども、これは給与所得者の増が見込まれますので、今回増額補正を計上させていただいております。

その下の2目法人につきましては、大規模製造業の法人税割の増の見込みがありましたので、1,400万円の計上をさせていただいております。

それから、固定資産税、軽自動車税につきましても決算を見込んだ補正を計上させていただいております。

一番下段の4項の町たばこ税でございます。こちらについては減額の1,300万円ということで、当初の見込みからすると約200万本の減の見込みとなっております、直近の10月販売分でございますと、前年度比約25%の減ということで、直近ではちょっと減額の方にあるということで、今回1,300万円の減額補正をさせていただいております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページ下段になりますけれども、3目財政調整基金繰入金、こちらにつきましては、今回の補正で減額ということで、補正後の現在高では、14億7,903万7,000円の見込みとなっております。これにつきましては、前年度末から比べると、まだ6,100万円程度の減という状況となっております。

続いて、19ページをお願いいたします。

5目のふるさと応援基金繰入金でございます。減額の438万2,000円。これにつきましては、当初予算のほうの補正の分で、町道神田線の中川原地区歩道整備事業に充当しておりましたけれども、事業費の減ということでその分の減と、それから中学校給食費無償化事業に、今回、物価高騰対応の臨時交付金、これは今回の臨時交付金ではなくて、前回の臨時交付金の残を充てるということになりましたので、この基金繰入金を減額するものでございます。

それから、6目の環境整備協力費基金繰入金、減額の1,304万7,000円ですけれども、これは児童生徒用のノートパソコン（タブレット）の購入事業に充てておりましたけれども、その実績による減ということで計上をいたしております。

それから、飛びまして、予算書60ページをお願いいたします。

60ページ、一番下段になります公債費の1目元金でございます。まず、定期償還元金ということで減額の183万8,000円です。これは令和6年災の借入額の減に伴う減額ということになっております。

それから、その下、繰上償還元金ということで351万4,000円計上をさせていただいております。これにつきましては、別途、歳入のほうで計上をしておりますけれども、官製談合事件による令和6年度の工事2件分の違約金を受け入れることによりまして、結果的にこの起債の充当が過充当ということになりますので、今回計上をさせていただいております。内訳につきましては、公営住宅建設事業債の償還の分で90万円、脱炭素化推進事業債の分で261万3,333円ということで、これは地方公共団体金融機構への償還ということになります。

続いて、61ページをお願いいたします。

2目の利子でございます。定期償還利子ということで562万6,000円の減額計上でございます。これにつきましては5年度繰越事業、それから6年度の起債の借入額の減と見込みの利率の減に伴う減額ということになっております。

その下の繰上償還利子でございます。これは先ほどの繰上償還元金と同じ種類のものでございまして、定期償還が3月20日ということになっておりますけれども、この繰上償還日が年間決められておりまして、3月23日に繰上償還をすることとなりますので、3日分の利子ということになります。公営住宅建設事業債の分で67円、脱炭素化推進事業債の分で237円が3日分の利子ということになります。

その下が、3目の公債諸費に繰上償還補償金ということで12万7,000円計上させていただいております。これにつきましては、繰上償還に伴いまして、地方公共団体金融機構が損失を受ける額ということで、本来であれば将来支払う予定であった利子相当額、これを補償金として支払うものでございます。公営住宅建設事業債の分で2万6,098円、脱炭素化推進事業債の分で10万590円ということになります。

税財政課からは、以上でございます。よろしくお願いたします。

**議 長（川副 剛 君）**

各課長から説明があれば許可します。  
総務課長。

**総務課長（落合 健治 君）**

予算書19ページをお願いいたします。

一番下の表でございます。20款4項1目雑入の上から3行目です。デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）、減額の1,505万9,000円でございます。

こちらにつきましては減額の主な理由ですが、先ほど税財政課長からも説明がありましたとおり、システムの標準化、標準準拠システムの稼働開始時期が、令和8年9月に延びたことによりまして、減額の2,651万2,000円となっております。こちらにつきましては、同額程度の歳出の減額もありますので、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費でございます。その中の12節委託料の一番最後、システム標準化対応業務委託料、減額の2,651万3,000円でございます。

こちらにつきましては、先ほど歳入で御説明しましたとおり、標準準拠システムの稼働開始時期が令和8年に延びたために、契約を令和7年度と令和8年度に切り分けるため、減額をしておるものでございます。

それから、その下、13節使用料及び賃借料、ガバメントクラウド利用料433万4,000円の増額でございます。こちら標準準拠システムの稼働開始時期の延伸により増額となっておりますが、内容につきましては、稼働後は本番環境だけでいいということになっておるんですが、テスト環境を継続して持つ必要が出てまいりまして、データ量が増えたままの状態となるために433万4,000円の増額としております。こちらにつきましては、財源といたしまして、雑入の先ほどのデジタル基盤改革支援補助金で10分の10を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

**議 長（川副 剛 君）**

教育次長。

**教育次長（井手 守道 君）**

それでは、予算書の14ページをお願いいたします。

5目の教育費国庫補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金238万2,000円、こちらにつきましては、中学校の給食費無償化補助、現在の無償化補助の分に充当をするものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

7目の教育費県補助金でございます。まず、小学校費補助金1,124万2,000円の減額、それから、中学校費補助金605万円の減額、こちらにつきましては、児童生徒用のノートパソコン（タ

タブレット)のほうで共同調達によって入札が終わりまして、補助単価上限が1台当たり5万5,000円でしたが、入札の結果3万8,500円というふうになりましたので、その分の減額となっております。ちなみに小学校補助金の1,124万2,000円のうち、佐々小学校は456万5,000円、口石小学校が667万7,000円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

下段のほうの繰入金、2目の体育文化振興基金繰入金100万円でございます。こちらにつきましては、県大会以上の大会に出場するための補助金がございます。そちらのほうの財源の基金で100万円増額して繰入れをさせてもらうというものでございますが、この出場する大会について、全国大会等のより遠方の大会のほうで、申請のほうが増えまして、その分で増額をさせていただいているものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

一番上の雑入の部分になります。令和6年度学校給食費物価高騰対策事業費補助金の返還金、それから、令和6年度中学校給食費無償化事業補助金の返還金でございます。すみません、こちらにつきましては前回の補正で計上すべきでしたが、遅れてしまいまして申し訳ございません。事業の精算による補助金の返還金でございます。

それでは、その下になりますが、違約金でございます。2段目の令和6年度図書館照明LED化工事の違約金でございます。官製談合に伴う違約金で、本工事の契約書の第56条の2から請負代金が3,148万6,400円の10分の1を請求するものでございます。

それでは、歳出のほうの53ページのほうをお願いいたします。

佐々小学校教育振興費、53ページの一番上になります。17節備品購入費の800万9,000円の減額でございます。こちらが児童生徒用タブレットの入札執行に伴う減額でございます。こちらは1台当たり6万円を組んでおりましたけれど、入札により1台当たり4万700円になったということで、先ほど申し上げました補助単価の3万8,500円とこの4万700円の差額でございますが、こちらについては補助対象外の分、2,200円分でございますが、補助対象外で設置等の作業料をこちらの支出のほうと一緒に組ませてもらったものでございます。

続きまして、54ページの口石小学校分のノートパソコン(タブレット)、こちらについても同様な理由で減額をさせてもらっております。

55ページの中学校の、中段になります。ノートパソコン(タブレット)、こちらも同様な理由で減額をさせてもらっております。

それから、56ページをお願いいたします。

3目の文化財費になります。今回補正として、314万8,000円を増額で補正をさせてもらっております。こちらにつきましては、道芽木遺跡、それから宮ノ前遺跡の確認調査の業務について関係するものを補正をさせてもらっております。

こちらは、開発業者より、埋蔵文化財包蔵地の該当確認依頼があっておりまして、当該開発地が埋蔵文化財包蔵地内又は隣接地でしたので、試掘をして埋蔵文化財がないか事前に確認をするものでございます。

それから、57ページ、文化会館費でございます。修繕料を85万円組ませてもらっておりますけれど、文化会館の正面玄関側の壁になります。雨のしみ等がひどくなっております。経年でそうなっておりますので塗装、修繕をさせていただきたいと思っております。

58ページの一番最後になりますが、先ほど申し上げました体育文化振興事業、県大会以上出場される際の補助金の分の支出のほうとなっております。

教育委員会からは以上でございます。

議長(川副剛君)  
企画商工課長。

**企画商工課長（中道 隆介 君）**

では、戻りまして18ページをお願いいたします。

18ページ、中段の寄附金の総務費寄附金、ふるさと応援寄附金2,000万円でございます。こちらのほう、今11月末現在の寄附額が約6,800万円ということで、今年度の寄附額を1億円と見込みまして増額計上させていただいております。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきまして、26ページをお願いいたします。

企画費の上段の委託料、町有地支障木伐採業務委託料166万4,000円でございます。先日の行政報告で御報告いたしました、町有地のある小浦免の事故現場で、ほかにも倒木の恐れがある枯木や朽ち木が見受けられ、こちらを森林組合のほうに全体的に確認していただきましたところ、伐採が必要な樹木の量が大体70立方メートル、本数にして60本から90本程度、伐採が必要ということで今回計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

商工費の一番下の段でございます。5目祭り費の佐々町花火実行委員会活動補助金でございます。こちらのほう、実行委員会の運営会議のほうで、今年度は花火を打ち上げないで盆踊り中心の昔ながらの祭りを行うということになりましたため、費用が減額となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長（川副 剛 君）**

建設課長。

**建設課長（上野 靖一郎 君）**

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

13ページの中段部分になります。14款1項4目災害復旧費国庫負担金1節の7年災公共土木施設災害復旧費国庫負担金981万円を計上しております。

こちらにつきましては、先ほど繰越明許費補正で説明がありましたが、令和7年8月豪雨により、町道小春露切橋線と江里川の道路1件、河川1件が被災しており、測量設計及び災害復旧工事に係る国庫負担金分を計上しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページの中段部分になります。14款2項4目土木費国庫補助金2節の道路メンテナンス事業補助金2,152万円の減額補正をしております。

こちらにつきましては、佐々町橋梁長寿命化計画に基づき補助事業を活用し、道路橋点検業務委託、八口橋の詳細設計業務委託、佐々橋及び熊野3号橋の2つの橋の対策工事を実施予定でしたが、国庫補助金内示額が要望額より少なかったため、道路橋点検業務委託以外の八口橋の詳細設計業務委託と佐々橋、熊野3号橋の対策工事分の補助分について減額させていただいております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページの上段部分になりますけれども、20款4項4目違約金及び延納利息1節の、令和6年度松瀬団地（A B棟）給水管改修工事違約金189万4,000円を計上しております。

こちらにつきましては、令和6年度の佐々町発注の公共工事における官製談合事件において、元町長の有罪判決に伴い、当該工事契約書の規定により、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として受注者が発注者、町に支払うこととなっており、今回、工事請負金額の1,894万6,400円の10分の1に当たる189万4,640円分を計上しております。

続きまして、歳出に入ります。

27ページをお願いいたします。27ページの中段から下段部分になります。

2款1項13目諸費22節の令和6年度社会資本整備総合交付金（公営住宅整備事業）返還金83万6,000円を計上しております。

こちらにつきましては、先ほど違約金のところで説明しました、令和6年度松瀬団地（AB棟）給水管改修工事が国庫補助事業であるため、当該工事に係る違約金が発生することに伴い、補助金の返還が生じることとなります。今回、違約金のうち、補助対象工事に係る補助率45%分の83万5,936円分を計上しております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

中段部分になります。8款2項2目道路新設改良費12節委託料、橋梁長寿命化対策工事詳細設計業務委託料、減額の758万8,000円、及び14節工事請負費、橋梁長寿命化対策工事、減額の3,350万円を計上しております。

先ほど歳入の道路メンテナンス事業補助金のところでも説明させていただきましたが、八口橋の詳細設計業務委託1件と佐々橋、熊野3号橋の2件分の対策工事について減額させていただいております。

続きまして、50ページをお願いいたします。

8款5項2目公園管理費14節公園施設整備工事、368万4,000円を今回新規で計上しております。内容は千本公園のフェンス更新工事となります。

詳細につきましては、資料の73ページを御覧下さい。場所は、千本公園入り口右側の敷地に遊具を設置しておりますが、遊具の周りの赤色で表示している部分の既設フェンスの撤去とフェンスの設置となります。こちらにつきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した千本公園のトイレの建替え、駐車場の整備、フェンスの更新工事について補助事業を活用して実施しておりますが、交付金の内示額の関係で、令和8年度に実施予定であったフェンス更新工事を、令和7年度に前倒して実施するものでございます。

続きまして、また50ページをお願いいたします。

下段部分になります。8款6項1目住宅管理費10節需用費、修繕料556万8,000円の増額補正をしております。この修繕料につきましては、入居者からの問合せ修繕や退居後の室内修繕に係るものを予算計上しておりますが、今年度は、長年入居していた方の退居後の修繕で、特に費用がかかった住戸が数件あり、そこに想定を上回る修繕費用がかかっております。

また牧崎団地C棟のエレベーターにおいては20年が経過し、重要部品の取替え時期で、入居者の安全確保のため高額の修繕を要したため、今後の必要な修繕等を含め、今回増額させていただくものです。

続きまして、60ページをお願いいたします。

中段部分になります。11款2項1目土木施設災害復旧費14節工事請負費の7年災公共土木施設災害復旧工事2,160万円です。こちらにつきましては、先ほど繰越明許費補正や歳入のほうで説明したところですが、令和7年8月の豪雨により被災した道路1件、河川1件分の災害復旧工事分を計上しております。

建設課は以上となります。

**議 長（川副 剛 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（松本 典子 君）**

30ページをお願いいたします。

2款総務費1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節の委託料、2番目の項目になります。戸籍総合システム改修業務委託料（共同親権対応分）277万2,000円になります。このシステム改修は、令和6年5月24日に成立した民法等の一部を改正する法律によるものとなります。

民法の改正内容の主なものとしましては、離婚後の子どもの養育についての見直しが行われております。父母の共同親権や養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する規定について見直しが行われております。

親権につきましては戸籍の記載事項となっておりますので、今回のシステム改修は現行の単独親権に加え、共同親権の記載をする改修となります。

民法の改正は、令和8年4月1日が施行日となっておりますので、これに合わせて、システム改修を令和8年1月から3月までに実施見込みでございます。この改修に係る国庫補助金はございません。

住民福祉課からは以上です。よろしくお願いいたします。

**議長（川副 剛 君）**

多世代包括支援センター長。

**多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）**

それでは、歳入予算18ページをお願いいたします。

17款1項3目民生費寄附金1節社会福祉費寄附金、説明欄の社会福祉寄附金100万円。こちらは町内在住者2名の方から寄附をいただいているものです。

充当先は、寄附者の御意向に基づき、歳出予算34ページをお願いいたします。

3款1項5目多世代包括支援事業費17節備品購入費、説明欄の多世代支援事業備品100万円に充当し、多世代包括支援センターで行います教室等で使用する備品を検討しております。

同じく34ページ、19節扶助費をお願いいたします。税財政課長から説明がありました分になります。説明欄の1段目、障害者自立支援給付費2,666万8,000円の減額になります。こちらは、例年グループホームと呼ばれる共同生活援助の利用と、就労に必要な支援を行う就労継続支援B型作業所の利用実績が毎年伸びておりましたことから、当初予算において増額を見込んで計上しておりましたが、実情、見込みより伸びが少ない状況でありましたことで減額補正しております。

また、2段目にあります障害児通所給付費1,591万9,000円の増額計上につきましては、こちらも当初予算から増額を見込んで計上しておりましたが、こちらにつきましては、更に就学前の児童が通う児童発達支援の新規利用者が増えている状況のため、増額補正をしております。

この2つにつきましては、歳入予算国庫負担金2分の1の減額・増額の補正、また、県の負担金4分の1の減額補正・増額補正をそれぞれ計上しております。

説明については以上になります。よろしくお願いいたします。

**議長（川副 剛 君）**

農業委員会事務局長。

**農業委員会事務局長（作永 善則 君）**

歳入のほうになります。

予算書の15ページをよろしくお願いいたします。

上段のほうの15款1項3目農林水産業費県負担金のところでございます。農地利用最適化交付金のところになりますけど、当初予算においては、令和6年度の決算額と同額の25万9,000円を計上させていただいていたところでございますが、令和7年10月9日付の内示におきまして44万8,000円の増額の内示となりましたので、差額分の22万9,000円の補正をさせていただいております。

充当先になりますけど、予算書の44ページをお願いいたします。

6款1項の1目農業委員会費のところの、1節報酬のところの農業委員報酬の11万4,000円と、農地利用最適化推進委員報酬の4万4,000円のほうに追加で予算計上をさせていただいております。

残額につきましては、内示の内訳書に基づき事務費のほうに充てさせていただくということになりますので、4目の情報収集等効率化支援事業費のところの財源の組替えをさせていただいております。よろしく申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

農林水産課長。

農林水産課長（金子 剛 君）

45ページをお願いいたします。

6款の農林水産業費6目農業振興費になります。この中の種子肥料費の9万9,000円でございますが、この予算につきましては、特産品づくりの一環で、まず、確実に育成できるか、土壌や気候などの育成状況を確認するため、3品種のレモンの苗、1年生ものを50本、農業体験施設にある農地へ、2月から3月にかけて植栽の予定をさせていただいております。その後、育成状況を見て可能と判断した場合は、耕作放棄地にも進めていく予定としております。

植栽の目的につきましては、特産品を目標としておりまして、レモンの果汁を取り出し、いろんな方面での特産品開発を考えております。その予算を計上させていただいております。

それから、60ページをお願いいたします。

11款の災害復旧工事、1目の農地等災害復旧費になります。この農地災害につきましては、令和7年8月豪雨での災害となります。市瀬免の古田地区の農地災害と農業用施設災害の2件の補正をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

説明は以上ですか。

1時間経過しましたので、ここで10分休憩をとって、質疑から再開したいと思います。  
暫時休憩します。

（15時25分 休憩）

（15時36分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑のあられる方。

8番。

8 番（永田 勝美 君）

何点かあります。1点目は、税収が、町民税が4,600万円の補正がされています。税収が金額にすると住民税分で5%、法人関係で10%ぐらいの変動があっているようですが、この要因についてお示しいただきたいということが1点目です。

それから、ふるさと応援寄附金が約2,000万円増えているということですが、年間の到達、先ほどの説明で1億円到達ということでありましたが、その見通しについては、ほぼそこまで見

込めるのかということ再度確認したいということです。

それから、47ページに商工費があるんですけども、商工費の消費者行政推進費というのが、主に人件費関係で補正がありますけれども、これは補正の金額とかが問題じゃなくて現状で、いわゆることし県下で詐欺被害額が過去最高になったということで、かなり多額の詐欺被害が発生しているというような状況がありまして、そういった点で町内の被害の状況はどうなんだろうかと、それから、それに対応していわゆる啓発といいますか、詐欺防止のための様々な啓発がもっとも必要なんではないだろうかというふうに思うんですけども、そういったものについては検討はされていないのかということについて伺いたい。

以上です。

議長（川副 剛 君）

3点ですね。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、予算書の11ページの町民税の増額補正の要因ということでございますけれども、まず個人の分でいきますと、先ほども申しましたけれども、給与所得者の所得の伸びが当初の見込みよりも上回ったということでございます。当初の見込みからすれば、給与所得者の所得割が約2,790万円が一番大きな要因ということで、今回全体で3,200万円の増額補正をさせていただいております。

この令和7年度の課税状況を調べていきますと、給与所得者の所得割というのが、昨年度からすると17.9%、約18%伸びております。ただ、昨年度は定額減税の影響がありましたので、これを2年前と比較すると2年間で9.4%伸びているという状況でございます。

それから、その下の法人税割のほうでございますけれども、先ほども申しましたけれども、大規模製造業の分の法人税割が、当初の見込みからすれば約1,260万円の増ということが見込まれましたので、今回、全体で1,400万円の増額補正を計上させていただいております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

御質問の18ページのふるさと応援寄附金でございます。こちらのほう、先ほど11月末現在の数字をお伝えいたしましたが一応、昨日、12月の現在の数字で大体、約7,600万円程度の、今、寄附が集まっております。昨年の12月から3月までの間で約5,500万円程度の寄附が集まっております。こちらのほう、寄附のほうは本当に入るとかそういう確証は持てませんが、1億円を目指して今回予算を計上させていただいております。

それから、ページ数でいきますと47ページをお願いいたします。

消費生活相談員の関係でございます。こちらのほう、今テレビ等で高額の振込詐欺であるとかそういうフィッシング詐欺、そういうところがすごく取り上げられております。そちらのほうで相談のほうも佐々町に来ておりまして、大体、今年度の、今、相談件数が36件、昨年度も50件程度の相談が来ております。被害等、遭われていないとは言いたいのですが、そこ、被害の額等までは分かっておりませんが、こちらのほうはですね。こちらのほうは啓発活動をやっていないかという話をいつもしておりますが、今年度も中学校への消費生活の指導、それから、

各町内会を回りまして、高齢者のほうにこういう詐欺に遭わないようにという指導を3回しております。また、来年度以降に関しましても、そちらのほうは増やしていければと考えております。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

詐欺被害の対応の問題については、最近の詐欺の手口というのが、もう大変悪質といえますか巧妙になって、警察を名乗っての詐欺だとか、私自身のことで言うても、例えば毎日メールに詐欺メールが30件、40件の単位で入るといような状況なんです。それをずっといちいち消して対応しているんですけど、結局、詐欺被害というのはかなりいたちごっこのところもあるんでしょうけれども、どんどん悪質化しているのと、それから、被害の状況というのは大変1件当たりの金額が大きくなって、投資詐欺のようなものというのかなりフェイスブックやその他のSNSにもどんどん出てくるような状況ですから、そういった意味ではかなり多面的な啓発というか広報が必要なのではないかなというふうに思っております。ですから、ぜひそうした消費者対策の取組については、チラシやそういったものも含めて、更に強めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、全体として歳入が増えたことについては、町の財政上は非常に当初計画よりもかなり大幅な増というふうに見ていいのではないだろうかというふうに思うんです。

一方で、賃金が上がったと言うけれども、片方で物価対策ももう待たなしということですから、そういった意味では、町民からいただいたそういう税金の活用という点でも、ぜひもう少し思い切った手立てというのが必要なのではないかなというふうに思うんですけれども、今年度、緊急に新たに取組むというようなこともあってよいのではないかと思うんですが、そういったところについて特別にお考えのことはございませんか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

特別にあるというわけではございません、今年度はですね。重点支援の交付金を使って事業をするというのは、1月に臨時会をお願いしたいと思っております。それ以外に決算に向けての補正というのが今回の分の目的でございます。前回の決算の時にも不用額が多すぎるというようなお話だったので、決算を見込んでの補正を行っていただきたいということで各課に指示したところでございます。

以上でございます。

議 長（川副 剛 君）

8 番。

8 番（永田 勝美 君）

ぜひ、政府の重点交付金の活用についても積極的にお願いしたいのですが、ぜひ、町の一般財源が若干でも余裕ができた分について、その還元できるものを活用した取組についても、意欲的な取組をお願いしたいということを申し上げておきたいというふうに思えます。

取りあえず以上です。

議長（川副 剛 君）

ほか質疑ございますか。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

今、町長のほうから決算を見込んだ補正をお願いしたということでございますが、関連しまして、二、三、お尋ねしていきます。

61ページです。繰上償還補償金関係の予算12万7,000円があるんですけども、ちょっとよく分からなかったものですから、再度聞きたいなと思います。繰上償還はもともとあまりなかったものから、特別にあったのかどうか。今後ほかの起債についても繰上償還する見込みがあるのかどうか、そこら辺についてお聞かせください。

それから、ずっといって、56ページから57ページに口石地区だろうと思うんですけど、道芽木遺跡とか宮ノ前遺跡関係の確認調査とおっしゃいましたか、ということで今から出てくるだろうと思うんですけども、こういった場合は全て自治体の負担でなるのか、後で交付税か何かで国のほうから来るのかどうかというのをちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、繰越明許についてお尋ねします。6ページのほうに3件ほど御説明いただいたんですけども、地域福祉支援システムの関係と災害関係と、全額を繰越しなされるのか、それとも、もともと事業費があった中からこの金額が出てきたのかということと、各特定財源と一般財源の内訳をお聞きしておきたいと思います。

それから、決算を見込んでお願いしたという予算を編成したと、町長先ほど思いましたけども、45ページに特産品づくりとしてレモンの1年ものを2月、3月に50本ほど植えて、その後は耕作放棄地へ植えて、その果汁の利用を考えているという説明を受けたんですけども、新規だろうと私は思うんですけど、なぜ今の時期にですかというお尋ねをしています。そういうことで、誰がこれをやっていくのか、町でやっていくのか。通常でしたら、農業委員会とか農家の生産組合に対して、補助金制度を創設して、その希望者についてまず話をなさってから、こういう事業は進めていくのが普通じゃないかと私は思っておったものですから、急にこれをやるとなったのは、特段の今じゃないでしょうかと言いたいです。新年度で十分に検討なさってからするには、私は総論賛成でございますので、もう少し詳しい具体的なビジョンと、5年後にはこのようになっていくという、そういう具体的な計画はお持ちかどうか説明をいただきたいと思います。通常5年ほどしかならないというレモンは聞いておるものですから、あとはその間にアブラムシとか黒くなる虫がよくつくものですから、そこら辺の具体的に、定植した収益が上がらない期間というのが例えば5年後だったら、5年間に栽培管理してどうやっていくのかとか、そこら辺について具体的に今からやっていくということですね。産業建設文教委員会の会議録を見ても、どこに植えるかっておっしゃらなかったから、どこに植えたいと思っているのか、誰が植えるのか、農家の協力を得られるのか、通常でしたら農協と話されて、植栽計画の特産品づくりを進められるのが普通だろうと私は思ってたものですから。以前は農業委員会のほうで視察に行かれたですね、最近物忘れして、レモンじゃなかった、小豆島でよう出るのは何だったかな。あ、オリーブの推進を特産品としようかと思って、農業委員さんの皆さんで鹿児島方面に行かれたと聞いておるから、その後どうなったかというのはちょっと分からないんですけど、あわせて農業委員会の事務局長にその後の結果を聞いておきたいなと思います。そういうところでちょっと具体的な計画をどうお持ちなのかお尋ねします。

議長（川副 剛 君）

4点。  
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、まず1点目の60ページ、61ページのところでございます。

繰上償還の元金、利子と補償金と出てきておりますけれども、先ほども御説明いたしましたとおり、今回は違約金を受け入れることによって、結果的にはその分が過剰になるということになりますので、その分だけを繰上償還をするというものでございます。現時点でこういう違約金に関係なく、繰上償還の予定というのは、現時点ではございません。

それから、2点目のページが、56ページから57ページの文化財の遺跡確認調査というところの、交付税のところでございますけれども、これが本来であれば特別交付税のルール分ということで調査の対象になりますけれども、これが、特別交付税の分の基礎数値の報告が、8月から9月にかけてが調査になっております。その時点で予算化されているものが特別交付税の対象ということになりますので、今回のこれにつきましては、今年度の特別交付税の対象外ということになります。

それから、3点目の繰越財源でございます。ページが6ページになります。

まず、1つ目の地域福祉支援システム標準化対応事業ということで241万5,000円、これは全額、丸々でございますけれども、今の財源の予定としては、デジタル基盤改革支援補助金、先ほど雑入のところでもありましたとおり、それを財源としているものでございます。

それから、2つ目の7年災農地等災害復旧事業130万円の現時点での予定は、県支出金補助金が67万5,000円、起債が40万円、受益者分担金が3,000円、一般財源が22万2,000円です。

それから、3つ目の7年災公共土木施設災害復旧事業2,170万円、現時点での予定が、国庫負担金が981万円、起債が700万円、一般財源が489万円となっております。

以上です。

議長（川副 剛 君）

町長。

町長（濱野 互 君）

4点目の御質問なんですけれども、レモンの苗木1年生のもんですけれども、50本ほど購入いたしまして、農業体験施設の農地のほうに植えようということで考えているところなんですけれども、担当課には早めに指示をしておりましたけれども、なかなか先に進まず、まず、農業委員会、それから認定農業者の会、それからJAながさき西海農協、それから県北振興局、それから県の普及所ということで、一応、協力体制ということは今できている状況です。会議のほうは、まだ準備会ができていない状況でございます。産業建設文教委員会にはちょっと報告ができなくて、ただ今回上げさせていただいたのは、レモンの植える時期、1番議員はよく御存じだと思いますけど、冬場に植えないといけないという状況の中で、2月下旬から3月中旬ぐらいまでに植えないといけないという状況で、ポットで1年生の苗ですので、小さいので、協力は何人かお願いして植えていただくというふうに考えているところでございます。言われたように、5年後ぐらいから実がなるのではないかとというようなこと、それとレモンの木が寒さに弱いというお話もありまして、農業体験施設に植えとけば、町内どこでもいいのかなということで、その状況を確認するために植えさせていただきたいというようなことです。

それと、一番は、中山間地域は、できる方には自分で植えていただくというような形で思っているところです。ただ、その手前で役場、それから農協、生産者、これは三位一体で取り

組まないと特産品づくりはできないというようなことで思っております。私が一番参考にしたのは、大分県大山町の梅栗運動という事業なんですけども、この事業については、役場職員が積極的に地域に向いて、皆さんの意気込みというか皆さんとともにやっていきましょうということで成功した事例でございます。今は、梅栗からキノコ類に変わっておりますけど、そういうようなことで町がやっていかないと、ただやってくださいというお願いだけでは進まないということで、まずは町のほうで協力を得ながらやっていって、状況を見て成功するというのであれば、町内の方、各自分の自宅の空き地に植えてもいいよという方は、もう購入していただいて植えていただく。結構、町内にも個人で植えていらっしゃる方が多いですので、低地では育つのは間違いないなど、ただ山間部で育つかというところで、ちょっと実証実験になるかと思っておりますけども、どうぞお認めのほどお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

オリーブは誰か説明できます。  
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

オリーブの話が出ていたのが恐らく10年ほど前の話ではないかなと思うんですけど、すみません、私も聞いた話でしかないんですが、農業体験施設のほうに何本か植えさせていただいたものは、結果としてやっぱり標高が高い部分、寒さもあって、結果育たなかったということだけは把握をしているところでございます。よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

4時になりましたが、そのまま続けさせていただきます。  
1番。

1 番（須藤 敏規 君）

まだ組織が出来上がってなくて、担当委員会の報告がないのを予算化するのはいりません。やはりちゃんとした計画をまず練って、試験的にやるなら50本も植えて10本で済むんじゃないかな。3分の1は枯れますから。虫も食べるし、いろいろ食べるから大変だろうと思って。さっき町長おっしゃったように、風が当たる、寒さに弱い、平均16度ちょっとあれば育ちはするんですけど、特に以前、何十年か前に18号台風でいろんな建物が吹っ飛んだ風道なんです、あそこは、体験農園は。果たして、粘土土は駄目とかいろんな条件があるから、普及センターとか県北とか相談されたら、そういう植栽計画をまず作って、50本も植えても可能かどうかは、農協も主体で参加されておれば分かるはずですから、やっぱりそれに基づいて、可能性を進めていただきたいと私は思うもんですから。やっぱり予算の組替えを考えたらすかなと思って、どうでしょうか、そういう考えはおありですか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

組替えは考えておりません。先ほども積極的な財政とおっしゃる議員さんもいらっしゃれば、慎重にっていうふうに、でも、私は指示しておりましたけどなかなか進まないし、今度2月、3月に植えないと1年待たないといけないという状況になりますので、今回補正をさせていただいたということで、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

この種のみんなの協力を得てするのは、昔は役場の職員一緒にやったほうがいいと言うんですけど、今はやっぱり補助金制度のあれを検討したほうがいいと思います。みんなが、ああ、そう右向け右って旗振ったら来る職員さんばかりだろうと思うんですけど、私はやっぱり別の方法の補助金制度を検討なさって、その中で植えた後、もう何年植えて、もう1年もので何センチか私は分からないんですけど、大体私たちが買うときは、大体太いものを買うもんですから、1年でどのくらいになって、それを言って植え方を教えたり誰がさすとかかなと思って。特に、実がならない5年間は栽培管理していかんばってという問題もあるもんですから、定植の圃場、それから植栽、管理をしている機関とか、そういうとに補助を出してやって広めていったほうがいいと私は考えとるもんですから、予算は予算で組替えのお考えはないですから、そこら辺を検討してから来年度に組み替えてするという考えもあられないでしょうか。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

周りの、今先ほど申し上げました県北振興局とかJAさんとか、もう先に進んでいる状況でございまして、役場のほうが何も手立てをしないということになると、せっかくやろうとしていることが水の泡になってしまうということで、ちょっと非常に困ります。今年度始めないと1年遅れて、またどういふほかの自治体がそれに取り組むという形になりますと意味がないのではないかとということで、今回植えさせていただきたい。それと、1年ものはそんな大きいものじゃないので、早めに植えたほうがいいというふうに判断して今回予算を計上させていただいた次第です。よろしくお願いを申し上げます。

議 長（川副 剛 君）

いいです、許可します。

ほか質疑のあられる方。

7 番。

7 番（横田 博茂 君）

たばこ税は、町にとって重要な自主財源の一つでありますけれども、私は常々、たばこは佐々町で購入することが町への貢献になりますよと、吸わない方にも吸う方に声かけしてくればそれが貢献になりますよと宣伝をいたしております。

しかしながら、現実として、たばこ税収は年々減少傾向にあります。健康施策の推進は当然重要である一方で、財源確保という観点からは、減少をただ受け止めるだけでよいのかという疑問も感じております。

そこでお伺いしたいのですが、町として、たばこ税収の減少に対し、現状をどのように分析されているのか。また、たばこ税収を少しでも維持確保していくための工夫や考え方を持つべきではないかと思っておりますけれども、町の見解をお示してください。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

**税財政課長（藤永 大治 君）**

今回、たばこ税の減額ということで計上をいたしておりますけれども、この令和6年度と令和5年度と比較したときに、ほぼ変わらず令和5年度、令和6年度は、ほぼ年間1,980万本ぐらいで推移をしておったと、今年度になって急に減になったと。その要因を、この全国的に販売を取り扱っているところから資料を取り寄せたところ、コンビニエンスストアでの免許切替え時のたばこを取り扱わない期間があったということで、そこで対前年度が大きく本数が減っている、もしくは、同じくコンビニエンスストアの改修で閉まっている期間があったと、そういう期間があって、対前年度から大きく今年度は減少の傾向ということで、今年度だけの傾向かなというふうに思っております。

ただ、今、町内でも大型スーパーができております。その中でもたばこを取り扱っているのを確認をいたしましたので、また今後は緩やかに推移していくのかなというふうに感じております。

以上です。

**議 長（川副 剛 君）**

大丈夫ですか。

ほか質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

1 番。

**1 番（須藤 敏規 君）**

議案第73号の一般会計補正予算（第6号）について、反対の立場から討論を行います。

農業振興費の需用費、種子肥料費の9万9,000円について、町長は決算を迎えての調整を行ったというが、これにつきましては新規の事業で、まだまだ検討の余地があるんじゃないかと思っております。

去る11月26日の産業建設文教委員会でも、体験農園の活用について報告がなされておりますが、各議員さんからは、やはりビジョンとか方向性が明白でないとか、全体的な方向性が決まった段階まで休止してはどうかとか、もろもろ意見が出ております。その中で、意見があった中であえて予算化したというのは、委員に対して無視した予算化ではないかと思っておりますので、残念ながらこの予算化については反対せざるを得ないということで反対といたします。

**議 長（川副 剛 君）**

2 番。

**2 番（棚橋 優汰 君）**

私は賛成の立場から言いたいと思います。

この補正予算、町民の生活に直結すると私は思っておりますので、そういう立場で賛成といたします。

以上です。

議長（川副 剛 君）

ほか、討論のあられる方。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第73号 令和7年度佐々町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（16時09分 散会）